

筑豊における炭鉱住宅の再編・整備に関する調査研究

本田 昭四

目次

序 研究の目的と方法

第1章 炭鉱住宅の歴史的過程

1. 石炭産業と炭鉱社会の成立
2. 炭鉱住宅の変遷
3. 炭鉱住宅の戦後略史

第2章 炭鉱住宅、入居者の実態と炭住団地の類型

1. 宮田町における炭鉱住宅の実態
2. 炭住問題から見た市町村類型
3. 炭住団地居住者の住生活と住宅改良の意識
4. 再編整備からみた炭住団地の類型

第3章 炭鉱住宅再編整備の課題

1. 改良住宅居住者の生活実態と改良評価
2. 住宅改良事業の問題点
3. 炭住再編整備の視点と課題

序 研究の目的と方法

(1) 研究の目的

石炭はわが国の近代化・工業化の原動力であった。「筑豊」はわが国の産出量の $\frac{1}{3}$ を占める産炭地域であったが、エネルギー政策が転換され、昭和30年代末期からあい次いで炭鉱が閉山された。10万人をこえる炭鉱労働者が他産業、他地域へ流出のやむなきに至った。

爾来、十数年が経過したが、「筑豊」には労働・福祉問題や鉱害などが今日なお未解決のまま山積し、以前より深刻化した問題もある。

とくに、旧炭鉱労働者向けの住宅—以下炭住と略—地区を中心とする生活環境、地域社会の荒廃が近年とみに進行した。もともと炭住は生産施設の一部として炭鉱坑口周辺に設置され、そのまわりに商店などの生活施設が寄生する形で「筑豊」一般の市街地が形成されているので、炭住地区の生活環境の悪化はそのまま市街地環境悪化を意味している。したがって、炭住地区の再編整備は「筑豊」市町村の緊急かつ重要な課題のひとつとなってきたのである。

現在残存する炭住は、戦時中をはさむ50年間に建設されたものである。炭鉱閉山が始まった昭和38年頃に

は、福岡県下には6万4千戸の炭住があった。その後、炭鉱離職—世帯流出・分解—空家化—老朽荒廃化—住宅滅失の過程を辿り、昭和52年には3万4千戸に減少した。このうち、空家が約2千9百戸(10.6%)であるが、空家となると隣戸の棟や壁に歪を来たし、雨モリが発生するほか、防犯など日常的問題のほか、台風時の倒壊や火災などの危険性が増大する。

この期に至り、これまでどちらかと言えば、行政主導で推進されてきた住宅地区改良事業による炭住改良—以下「炭住改良」と略す—に対して、住民側にもその必要性が認識され始めた。また、閉山による失業以来ようやく生活再建ができ、住生活改善を志向する階層が炭住団地の中にもかなりの比率を占めるようになった点もみのがせない。

「炭住改良」は昭和42年に開始されたが、これまで積極的に取り組んできたのは一部市町村であったが、上記のような背景から、他の市町村にも改良着手の気運がうまれてきた。

炭住はこのまま放置されたにしても、あと10~15年で大部分は滅失してしまうであろうが、「炭住改良」が進めば、その速度はより早まる。明治初期に生まれた労働者住民のひとつの典型であった炭鉱住宅の発生と変遷を歴史過程をおって、その住生活を含めて記録することを、本研究の第一の目的とした。

つぎに「炭住改良」を含み、炭住を再編整備することに関して行政と住民の志向性をとらえ、問題を整理して計画化してゆくプロセスを客観化するために、「炭住再編を進める」という立場で、住民階層や炭住団地—空間的に1つのまとまりを示す炭鉱住宅の集合単位—などを類型化して認識する方法を提示することを第二の研究目的とした。「炭住改良の事業や政策」立案のための用語概念と、本研究で使用する用語には若干の相違があることを断っておかねばなるまい。

(2) 研究の方法

本研究では、炭住の発生と変遷の時代区分を下記の4期に分けた。

- <第一期> 明治の初期炭住出現より戦前まで
- <第二期> 昭和20年より昭和30年代炭鉱閉山まで
- <第三期> 昭和40年より今日まで

〈第四期〉 昭和 55 年より全炭住滅失まで

本報告の各章のまとめは、およそこの時代区分によってあり、その区分の意義については各章の「はじめに」に述べている。すなわち、第Ⅰ章は明治より戦前までの炭住発生とその型の完成に至る過程を主として文献によってまとめた。また、戦後より閉山までの展開期についても記録した。第Ⅱ章は閉山より今日までの動向を市町村および炭住団地単位の統計資料、アンケートおよび観察調査によりまとめた。第Ⅰ、Ⅱ章では、再編に対する筆者らの見解をできるだけひかえ、「記録すること」に重点をおいた。第Ⅲ章では、前章をベースに今後炭住が滅失するまでの動向を、筆者らの予測や理念を含む再編計画（政策）論としてまとめた。考察にあたっては、県および各自治体の住宅行政担当者のヒヤリング、改良住宅入居者アンケート調査を参考とした。また行政、経済学、社会学各分野の炭住研究者による座談会を開き、学際的な視座から再編整備のあり方を検討したことも附記しておく。

なお、本研究の対象とする「筑豊」地域とは、産炭地域臨時措置法第 6 条に規定される範囲である。この地域は歴史的には筑前と豊前に分かれていたが、石炭産業の発展とともに速賀川水系を動脈とし、1つの経済社会的な地域として「筑豊」と呼ばれるようになった。^{*1}

筑豊地域は 5 市 25 町村で構成されている。ここに人口 587,190 万人が居住する。盆地型の地形のため、地域は直方、飯塚、田川の 3 市を結節点とした生活圏に分かれている。

図 I - 1 に筑豊の範囲および現存する炭住数を示す。図中には市名および第Ⅱ章で対象とした抽出町村名のみを記している。

第Ⅰ章 炭鉱住宅の歴史的過程

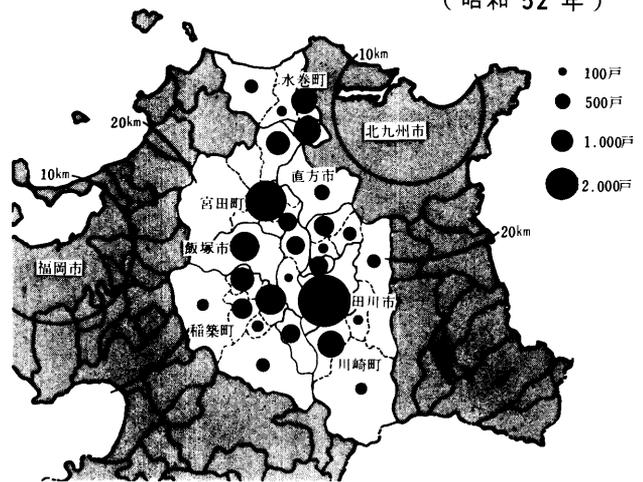
はじめに

炭鉱住宅問題は、その住宅の質の劣悪さ及びその居住者の生活破壊を主な内容とする。この問題は石炭産業崩壊過程の中で認識され、社会問題として採り挙げられる様になったのであるが、その内容とするところは実は歴史的なものなのである。

本章は、我国に於ける代表的な近代無産労働者階級として位置付けられる炭鉱労働者の居住せしめられていた住宅（＝炭鉱住宅）の変遷過程を捉える事を目的とする。

もとより、炭鉱住宅は、少なくとも幕末以後は炭鉱の経営者、ないしは経営者側に包摂されるべき人によって供給されたものであり、給与住宅であって、特に戦前までの段階については、鉱夫の“住要求”との関連の中でその変遷を追う事は出来ない。事実、歴史的にも炭鉱住宅は炭鉱労働者に分配された福利厚生施設というよりは、

図 I - 1 筑豊地域における炭鉱住宅の残存戸数分布 (昭和 52 年)



企業にとっての生産施設の一部であるとする見方のほうが当を得ている。この事は一貫して低質のままとどめられた事からも、おのずと明らかなる事である。しかし、このような炭鉱住宅と言えども、時代と共に質の向上を見る事は出来るのであって、それが一体どの様な程度で、それを出現可能ならしめた背景が一体何であったのかを明らかにし、記録する事が本章の課題である。

1. 石炭産業と炭鉱社会の成立

我国に於て、具体的な記述によって炭鉱の存在が知れるのは 17 世紀末になってからであり^{*1}、それらの記述は北部九州を中心とするものである。しかしながら、当時石炭は貧農の薪の代用としての価値しかなく、18 世紀中頃になって、都市の燃料用として、また塩田用としての需要が発生してはじめてその商品としての価値が高まって来た^{*2}とされている。この商品価値の高まる以前は、もっぱら貧農の農閑期副業的炭採掘にしかすぎなかった事より、専門坑夫の出現は見えていない^{*3}と考えるのが妥当で、従って、炭鉱社会の発生は商品価値の高まる 18 世紀中頃以後を待たなければならない。18 世紀中頃以後になると領主的経済機構に積極的に組み入れる形で、北部九州の各地に極めて零細な小炭坑が簇生してきた。そして、それらは“原初的炭鉱社会”とでも言うべきものを生み出した。この原初的炭鉱社会は第一に専門坑夫の存在する事。しかし、第二に技術面や資本面の限界から炭鉱の寿命が短かく、この事より定住社会では無い事によって規定出来るものである。

この当時の原初的スタイルでの炭鉱社会を見る上で、天明 14 年（1784）に出版された木崎盛標の「肥前産物

*1 『金田手永小物成鑑』（1687）、西鶴『一目玉鉾』（1689）ケンベル『江戸参府記行』（1691.2）貝原益軒『筑前続風土記』（1703）

*2, *3 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』（1968）

図考^{*4}は挿絵入りの貴重な資料である。これによると、「毎月山神祭あり、炭掘り共甚た信仰する也」とあり、また二様の坑夫住宅挿絵のうち、堀立小屋的住民について「山際假の居宅但し五年も十年も炭を掘り盡す間は此小家に住居するなり」と注釈を加えている。すなわち、「炭掘り」と称される専門坑夫の存在する事、一つの炭鉱の寿命が長くて十年程度のものであって、その限りに於て、坑夫はまさに「仮の住居」観によって、粗末な住居に住居していた事がわかる。この様な専門坑夫の存在は他の文献によっても知る事が出来^{*5}、それらによると、専門、日雇を問わず、当時の坑夫の出自が単に地元農民ばかりでなく、旅人と称される他国からの流入した者で鑑札を渡され、坑夫となった者も多かった事を示している。

幕末期に至ると石炭の商品価値は新たに蒸気船用にその市場を見出した事により比率的に高まり、石炭生産は拡大を続け、開坑以来数十年に及ぶ炭鉱も存在するようになった。そして、ここに定住的な炭住社会が次第に形成されて来たと考えられる。但し、当時の炭鉱では採掘や運搬の困難さよりも、坑内排水に対する技術的未熟さがその寿命を決定した為^{*6}、前述の原初的なスタイルでの炭鉱社会は、後、明治 20 年頃まで各地に簇生していたと考えられる。

また幕末期には、坑夫を作業面に於て直接監督、指揮する棟梁(=頭領)の発生、すなわち、経営者としての山元と現場責任者としての棟梁との機能分化を見る様になった。そして、これが後に明治期の棟梁による、炭鉱労働者の奴隷的搾取機構として機能した納屋制度発生の契機となった。

ところで、坑内に於ける採炭労働は、非健康的な上、常時死に直面する危険な作業であり、また手労働力による掘進、運搬、排水等全てが過酷な労働であった為に、元来賤視される傾向にあり、また、採炭坑夫も村落共同体を構成する最下層貧農を中心とする者達であった事、及びこれに加えて、幕末の頃には打ち続く飢饉の為に流民となった「溢者」「旅人」と称される他国者が流れ込み、専門坑夫化するにつれてその傾向が助長された。また、過酷な労働故に、周辺社会の人の目に映る坑夫の行動は、勢い、放縦、粗暴と捉えられ勝ちとなり、近隣村落共同体からは異和感、蔑視感をもって迎えられるところとなった。弘化四年(1847)田川の大庄屋香月助右衛門宛の「約定証文」に「石炭山之者用事之外村方江罷出候儀無之様締り方手堅申付候事」とあり、坑夫は「石山もの」、石山党、炭鉱太郎^{いしやま たんこうたれ}の蔑称と呼ばれる様になるとともに、当時形成されつつあった炭鉱社会は、近隣の村

落共同体とは隔絶された社会となって行った^{*7}。炭鉱労働、及び坑夫の出自に対する賤視が、職能としての坑夫への賤視につながり、更に生活空間としての炭鉱社会にまで拡大されて行き、しかも、それが隠微に次の時代へ持ち越されて行くのである。

しかるに一方に於ては、炭鉱近隣の村落共同体は、炭鉱の成立時より、つい近年に至るまで労働力の供給市場であった事は周知の事実である。すなわち、封建的農本主義の藩幕体制下に於ては、富裕農民層と村落共同体の建前側面(祭礼、講、慣習)は炭鉱を排斥する性格を有し、しかしながら、一方に於て貧農層は炭鉱労働予備役として、いつでもそれと結びつく可能性を有していたと理解出来るのである。

2. 炭鉱住宅の変遷(要約)

(1) 江戸時代中期より明治 20 年頃まで(要約)

この時期凡そ 100 年間は、人力による以外何者も石炭の採掘、運搬、坑内排水の出来ない時代である。この時期は、①自己の炭鉱の寿命を計りかねた事、②山間地、丘陵地での石炭採掘の為の住宅は、農本体制下のもとで農村を離れる為、「仮の居宅」的意味しか持たなかった事、③近隣村落共同体よりの坑夫、炭鉱会社に対する賤視感が形成され、坑夫住宅の低質を当然とした事、等の理由から、古い坑道を利用したり、堀立小屋をもって住居とするといった、雨露をしのぐ事さえ疑問となる様な粗末なものが坑夫の為の住宅であった。この様な堀立小屋の中では藁で屋根、壁を築いたものがよく知られており、図 I-2 は大牟田の三井三池鉱に於けるものである。また北海道に於ても、これに類似したものとして、「笹小屋^{*8}」と称されたものを挙げる事が出来る。この時期、これら坑夫の居住せしめられていた住宅は、その低賃性ゆえに「納屋」と一般的に呼称され、大正の中期以後、企業側から「鉱夫社宅」、「職工社宅」等と呼ばれるよう

図 I-2 明治 20 年代の炭鉱建物(男爵団琢磨伝)



*4 『日本庶民生活資料集成 第 10 巻』

*5, *6 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』(1968)

*7 永末十四雄『筑豊』(1973)

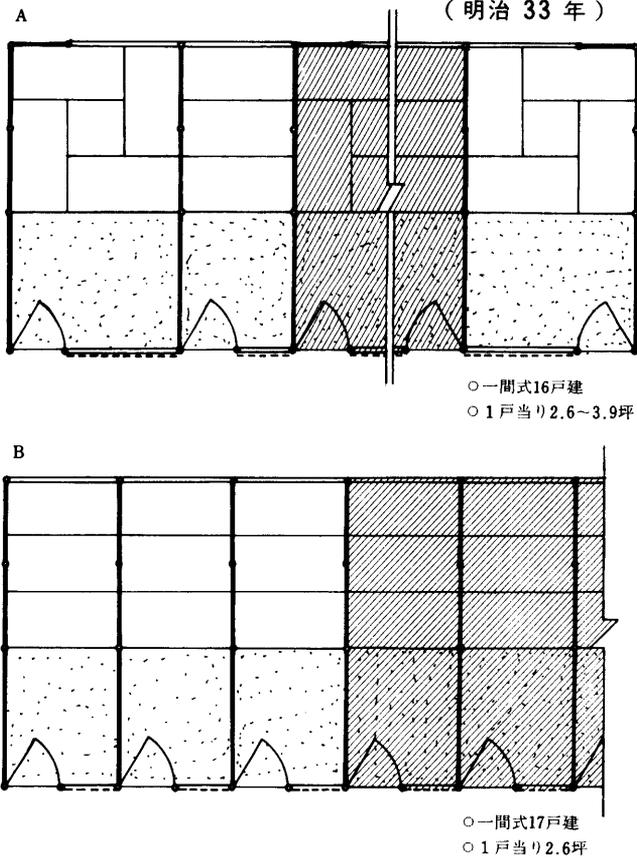
*8 三菱美唄炭鉱労働組合「炭鉱に生きる」(1960)

になっても、俗称として現在に至るまで残ることとなった。

(2) 明治 20 年より明治末期まで (要約)

この時期は、機械化が進行し始め、資本制生産の基礎が確立した時期にあたる。この頃になると「納屋」と呼ばれる坑夫住宅には、土壁が築かれ、畳が敷かれる様にはなったが、壁は荒壁のまま、畳は緑無しの粗悪品であったとされており、極端な低質住宅である事には変わり無かった。以下図と表により、この時期の具体的なその変遷を「三井田川(鉱)」(現田川市)を中心とした事例で見る事とする。当時よりエネルギー革命時に閉山してしまいまで、三井田川は我国の代表的な炭鉱の一つであった事から代表例となり得ると考えられる。

図 I - 3 三井が田川採炭組より引継いだ坑夫住宅 (明治 33 年)



* ○A, Bはいずれも木造平屋建、屋根瓦葺及藁葺、壁荒壁、窓突揚戸、障子なし、押入なし、土間叩きなし、台所設備なし。下はその写真。

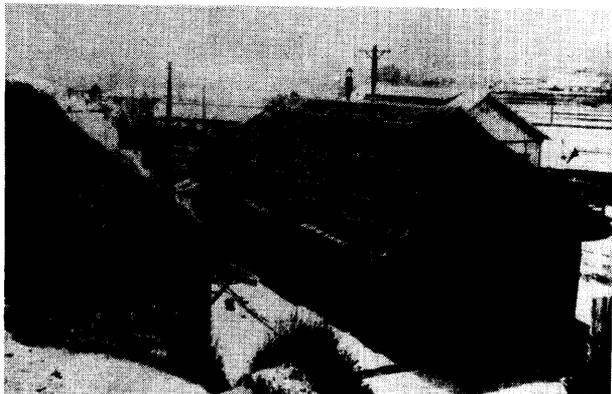


表 I - 1 鉱山局調査 (明治 39 年) による石炭鉱夫納屋実施

	棟数	戸数	坪数	居住鉱夫数	一棟当り戸数	一戸当り坪数	一戸当り鉱夫数
北海道	319	4,844	24,716	9,386	15.2	5.10	1.94
福島+茨城	454	3,423	12,622	6,488	7.5	3.69	1.90
筑豊	3,652	20,173	94,420	41,829	5.5	4.68	2.07
九州 (筑豊を除く)	1,201	6,344	33,842	18,792	5.3	5.33	2.96
計	5,626	34,784	165,600	76,495	6.2	4.76	2.20

(『日本炭鉱誌』1911)

図 I - 4 筑豊に於ける明治中・後期の坑夫住宅 (山本作兵衛氏の図より)

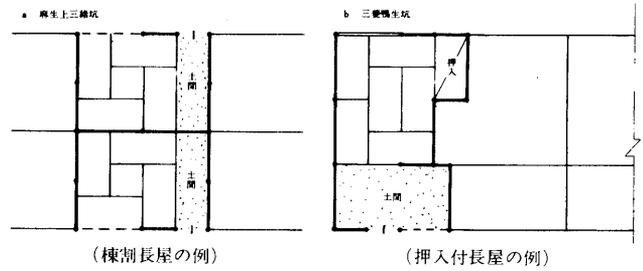


図 I - 5 三井鉱山田川鉱業所の建設の坑夫住宅 (明治後期)

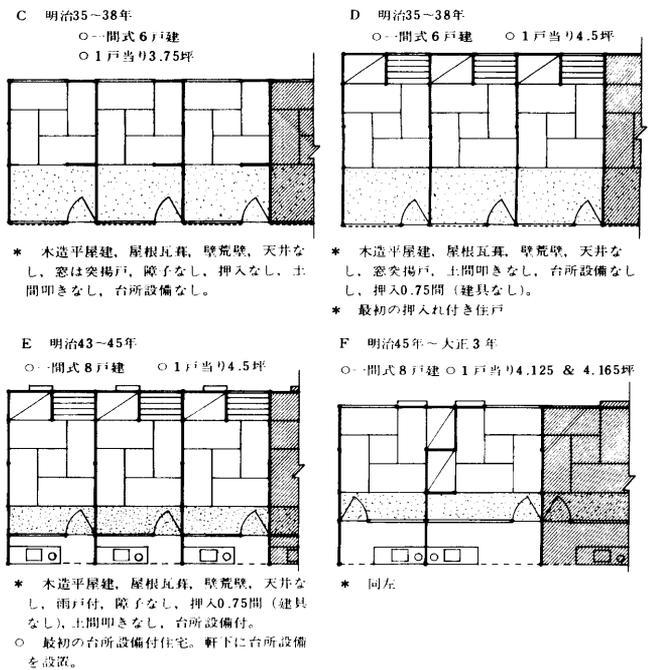


図 I - 6 明治後期筑豊に於ける坑夫住宅

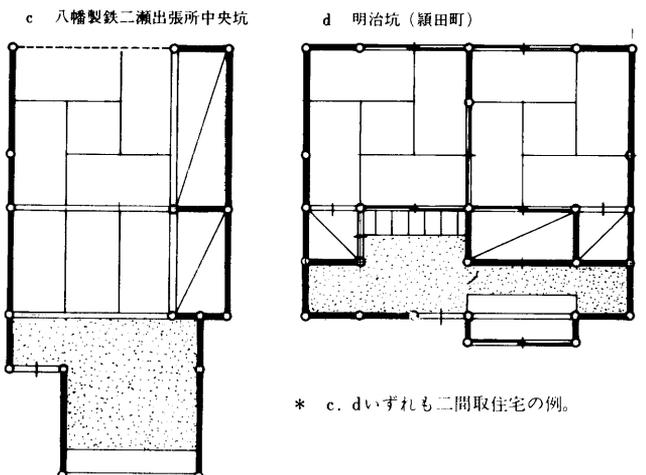


表1-2 三井田川炭鉱の鉱夫住宅実態(その1)

	棟数	戸数			一戸当り平均居住者数	一人当り平均畳数	一棟当り戸数
		総数	居住戸数	空室戸数			
明治38年	224	1,589	1,504	85	3.76	1.08	7.1
41年	280	1,882	1,815	67	3.90	1.08	6.7
44年	354	2,438	2,314	124	3.89	1.12	6.9
大正3年	477	3,295	3,184	111	3.64	1.28	6.9

(『三井田川50年史』1940)

表1-3 三井田川炭鉱の鉱夫住宅実態(その2)

	棟数	戸数			一戸当り平均居住者数	一人当り平均畳数	一棟当り戸数
		総数	居住戸数	空室戸数			
大正6年	491	3,342	3,273	64	3.88	1.22	6.8
9年	642	4,334	4,243	91	4.12	1.23	6.8
12年	686	4,543	4,297	246	3.67	1.43	6.6
15年	671	4,263	3,884	379	3.52	1.64	6.4
昭和4年	664	4,193	3,839	354	3.59	1.56	6.3
7年	658	3,966	3,057	909	3.39	1.82	6.0
10年	672	3,901	3,701	140	3.83	1.63	5.8
13年	922	4,850	4,710	140	4.33	1.67	5.3

(『三井田川50年史』1940)

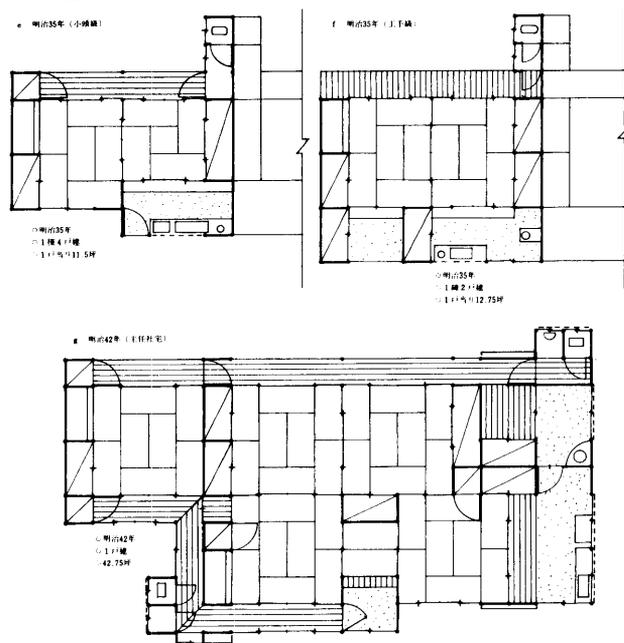
(3) 大正期より昭和20年まで

第一次大戦による好況とその後の国際的大不況、そして第二次大戦へ向う生産拡大へと続く時期で、明治期資本制覇を遂げた石炭資本が尙一層展開した時期である。そして、立志伝中の人となる様な炭鉱資本家を新たに生み出す様な時代では既になくなっていった。

表1-3は表1-2に続く三井田川炭鉱に於ける坑夫住宅の推移である。大正12年より昭和7年までの住宅数の減少は世界恐慌の反影であり、同時に、多くの空家を生み出すに至ったが、大陸での戦争拡大と共に石炭山は再び活況を呈し、坑夫住宅数も増加に転じた。しかし、大正末よりは一戸当りの畳数に差程の変化は無く、むしろ、昭和10年以降の戦火拡大と軌を一にする一戸当り平均居住者数の増加は、一層居住水準を引き下げる事となった。

さて大正期に入ると、明治期に炭鉱社会を制して来た「納屋制度」が各鉱で相次いで廃止され、企業側による「直轄制度」へと移って来た(この最初の動きは、明治31年明治鉱第1坑に見る事が出来る)。これは炭鉱資本家が坑夫募集、採炭請負、納屋経営のいずれについても、自己の力を浸透させる自信を持って来た事のあらわれであり、また「納屋制度」の持つ石炭生産に関わるマイナス要因を払拭する必要があった為である。すなわち、①鉱夫の団結が容易で、多人数の力を借りて鉱山に対抗する傾向がある事、②鉱夫の賃金を納屋頭とその輩下が減殺する事、③営利上鉱夫に飲食を強い、負債を生じさせ、その他不当の利益をむさぼり、鉱夫の自由を拘束する事、④納屋頭間に確執する弊害がある事等の批判が明治の末になされていた。しかし「直轄制度」に変わって

図1-7 三井山野炭業所職員社宅(明治期)

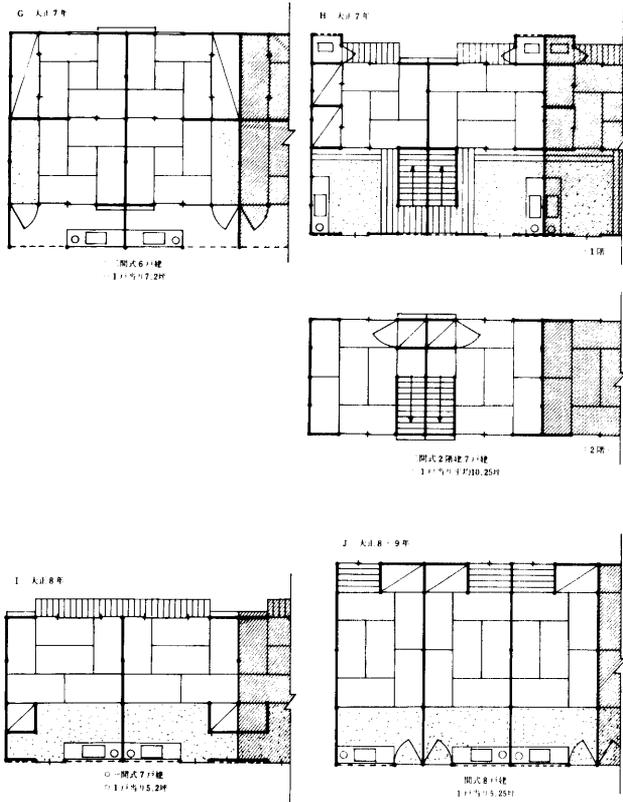


も、企業による出勤督励の厳しさは変わりは無かった。

この頃になると、企業は坑夫住宅管理運営にはっきりとした方針を打ち出して来た。大正2年に三井田川炭鉱が出した「鉱夫長屋貸渡規則」は概略次の様なものである。①入居は鉱夫主任の許可を受ける。②衛生費として、15銭/戸・月徴収する。③電灯を付ける場合、規定の電灯料を徴収する。④入退去の際は所属職員の立会いのもとに畳、建具等の受渡をする。⑤畳、建具を破損した場合は弁償させる。⑥妄りに増築、模様替えする事は禁ずる。⑦解雇された場合は2日以内に退去する事。⑧理由なしに5日以上出勤しない者は退去させる場合がある。等である。これらは言わば住宅の貸与条件であり、日常の炭鉱社会に於ける生活管理に関する制度、規則を含むものでは無かった。次いで、大正8年正月より「田川炭業所鉱夫社宅区制」が敷かれた。この概要は、炭鉱住宅街の空間序列に見あって、区(組)棟(戸)の制を取り入れ、それに対応して、区長、衛生組頭、什長の役職を配し、①衛生に関する諸世話、②命令達示の伝達、③葬祭に関する諸世話、④給水口の取締に関する諸世話、⑤貧困その他窮迫者の諸世話、⑥業務上に付、鉱夫の希望の申告、⑦その他臨時に命ぜられた事項等の諸事務に当らせるといものである。区長は企業による任命制であり、衛生組頭、什長は選挙制であった。これによって、日常レベルでの炭鉱住宅街の管理が制度化されたと言えるが、その主眼は、企業による坑夫の労働だけに限らない全生活の統制管理であると言って良い。

また、大正8年より従来からの「鉱夫納屋」という呼称を「鉱夫優遇並びに心機一転策」として「鉱夫社宅、職工社宅」と改称した。(同年貝島炭業でも「坑夫社宅」

図1-8 三井田川に於ける鉱夫社宅(大正期)



と改称し、甲・乙・丙の三種に分けた)。

三井田川鉱に於ても、大正7年より、夜勤鉱夫の昼間の安眠を得る事を目的とした2室型住宅の建設が開始された(図1-8)。Gは南北2間取り、Hは2階建である。これらは木造、屋根瓦葺であり、壁は荒壁、天井なし、土間叩きなしは前時代と変わりなかった。しかし、ここに至って建具が押入れ及び土間と居室の間に入れられるようになった。また、Hで三井田川では、はじめて屋内に台所設備が設けられ、また便所が各戸に設置された。これら2室型住戸は「優等社宅」と称され、永年勤続鉱夫で、且つ家族の多い者の中から人選して貸与されたのであったが、その戸数は実に微々たるものであった。大正10年にこの優等社宅数(G:20棟113戸、H:14棟96戸、計34棟209戸)の全鉱夫住宅(646棟4,368戸)に占める割合は4.8%に過ぎない。また、以後三井田川は、全て2室型住戸の建設を進めた訳では無く、I、Jに見る様を6帖一室型も約1,000戸建設したのであり、むしろ戸数としては、圧倒的にこれらの方が多かったのである。Iは従来の3帖一間型2戸を1戸に改造したもので、I、J共に屋内台所設備になったものの、壁は荒壁、天井なし、建具なし、土間叩きなしはそのままであり、特にJについては屋根が粉葺という低質さであった。これらI、Jの住宅は、第一次大戦に伴う未曾有の好況に合わせた急造住宅であった。

表1-4は、大正15年に於ける全国鉱夫住宅の実態

表1-4 大正15年鉱夫住宅の実態

	北海道	福島+茨城	山口	筑豊	九州(筑豊以外)	(計)	
棟数	1,431	987	273	6,445	2,119	11,255	
戸数	13,612	7,678	2,055	39,345	13,407	76,097	
室数	17,535	9,441	2,682	49,791	15,525	94,974	
建坪	96,478	46,823	12,611	191,422	80,489	427,823	
畳数	114,514	43,309	15,629	265,902	91,067	530,421	
居住人員	50,000	30,311	8,328	152,739	61,084	302,462	
1棟当り平均戸数	9.51	7.78	7.53	6.10	6.33	6.76	
一戸当り平均	室数	1.29	1.23	1.31	1.27	1.16	1.25
	建坪	7.09	6.10	6.14	4.87	6.00	5.62
	畳数	8.41	5.64	7.61	6.76	6.79	6.97
一人当り	居住人員	3.67	3.95	4.05	3.88	4.56	3.97
	建坪	7.92	1.54	1.51	1.25	1.32	1.41
畳数	2.29	1.43	1.88	1.74	1.49	1.75	

(『本邦重要鉱山要覧』1926)

である。全ての炭鉱を網羅している訳では無いが、凡そその傾向は掴める。すなわち、①北海道に於て1棟当り戸数が多い事。これは多分に残存していた棟割長屋の為である。②1戸当り建坪は北海道に於て最大であるが、7坪に過ぎない。筑豊が最低で5坪弱である。③室数は筑豊以外の九州全域がやや低い値を示すがほぼ全国一律であり、一室型住戸が中心である、等と言えよう。

農商務省は、炭坑夫長屋の建設について、風紀上、衛生上、精神修養上の注意を促す中で、居室を2以上とする事、共同便所を廃止する事等を大正9年8月に提案したが、2室型住戸の普及は遅々たるものであり、また、共同便所については、西日本に於ては戦後も続き、果ては現在に至るまで、その利用を余儀なくされている人々が残っている。

表1-5は、昭和3年に於ける筑豊の数鉱に於ける鉱夫住宅の状況を示すものである。1戸当り坪数は平均で5.7坪であり、概して地元資本(貝島、明治、久恒鉱業)のものが大きく、中央資本(三菱、三井、住友、商工省)のによるものが小さい。隣棟間距離は最小については、住友忠隈の3.0間の他は2.0間内外であるが、最大については3.0間から7.5間にわたり、最大の中央値を5.0間ととれば、概略3.6~9.0mの隣棟間隔という事になり、概して建詰り感は強かったと考えられる。二室以上住戸はこの当時普及の途中であったが、その全住戸に占める割合は三井田川の20.3%を最低、明治鉱の57.2%を最高とするものである。三井田川の居住水準は、これら指標で見ると筑豊の中にあっても低水準と言えらる。

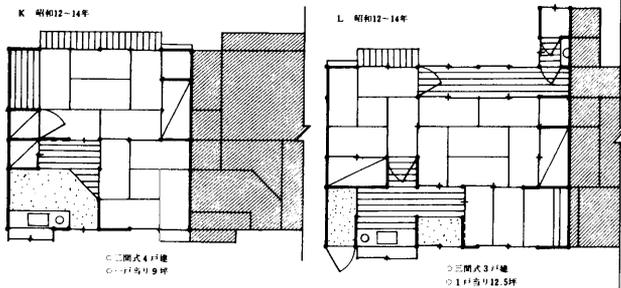
図1-9は、三井田川が昭和12年から14年にかけて建設したものである。いずれも木造平家建、屋根瓦葺であり、初めて漆喰壁となり、また棹緑天井張りとなった他、土間はコンクリート叩きとなり、その他、床の間、簞子置場が設置され、屋内台所設備に出窓付といった設

表 I - 5 筑豊・炭鉱別鉱夫社宅実態（昭和3年）

	棟数	戸数	坪数	居住人員	1戸当り坪数	1戸当り平均居住人員	1戸当り戸数		間距	居室数
							平均	最大		
貝島	767	4,646	25,727	19,215	5.5	4.14	6.1	6.0	間	2室以上
							6	2.0		51.0
明治	230	1,145	7,306	3,748	6.4	3.27	5.0	5.0	間	2室以上
							5	1.5		57.2
三越	329	2,559	13,773	3,404	5.4	3.23	7.8	5.0	間	2室以上
							10	2.5		18.9
商工省	527	3,828	21,268	16,654	5.6	4.35	7.3	4.5	間	2室以上
							9	2.0		35.0
久恒	110	728	4,597	2,980	6.3	4.09	6.6	3.0	間	2室以上
							6	2.5		42.7
住友	282	1,488	7,993	6,863	5.4	4.61	5.3	7.5	間	2室以上
							6	3.0		25.5
三井田川	653	4,097	20,196	13,831	4.9	3.38	6.3	4.0	間	2室以上
							5.8	1.5		20.3
明豊	226	1,345	9,561	5,281	7.1	3.93	6.0	—	間	2室以上
							4	—		24.6
明赤	272	1,372	9,699	5,200	7.1	3.79	5.0	3.0	間	2室以上
							4	2.0		33.0
(計)	3,396	21,208	120,120	82,176	5.7	3.87	6.2	—	間	2室以上
							—	—		33.2

(「鉱夫宿舎の建築に関する調査報告」1931)

図 1 - 9 三井田川に於ける鉱夫社宅（昭和10年代）



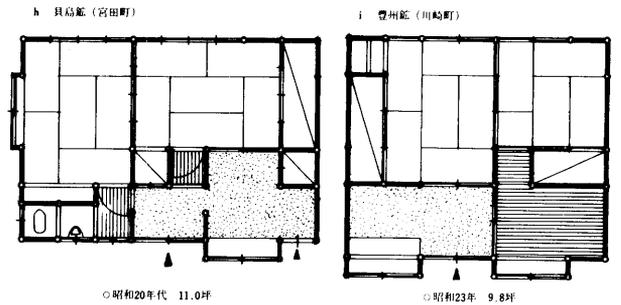
備がなされている。また、Kでは踏込み部分で、Lでは床上台所で、居室の分割使用が可能になっている事が、大正期の平屋建2室型に比して特筆すべき事となっている。またLは、はじめての3室型住戸であり、床上台所、宅付便所、台所に隣接する物置を有するものであった。こ様な住宅が建設された背景として、『三井田川50年史(稿)』の中で「昭和12年頃から、社宅を、仮の住宅であるとする従来の観念から脱却して、真に安住の家たらしめねばならぬという考えが抬頭して来て、これまでにない文化住宅式のもの建築することとなった。」としている。江戸時代よりの「仮の住居観」が昭和の十年代になってはじめて「安住の家」という観念に転換された訳である。三井田川は昭和12～14年の3年間にこのKの住戸を合計1,518戸建設し、その後も精力的に建設を続けた。しかし、このKの住宅は9.0坪に過ぎないものであり、狭小住宅であり、「安住の家」からは遠いものであった。12.5坪のLの住宅は、3年間に40戸が建設されたに過ぎない。表I-6は、昭和14年12月末の三井田川に於ける鉱夫社宅の実態を示すものである。

表 1 - 6 三井田川鉱夫社宅の実態（昭和14年12月末）

	棟数	平屋建					二階建			計
		一間式	二間式	三間式	四間式	五間式	二間式	三間式	四間式	
使用戸数	2,598	2,829	39	3	1	100	—	1	5,571	
雑用戸数	87	33	—	—	—	—	—	—	120	
総数	2,685	2,862	39	3	1	100	—	1	5,691	
空家戸数	4	7	1	—	—	—	—	—	12	
住戸総数	2,685	2,869	40	3	1	100	—	1	5,703	
従業員数	2,833	3,954	69	36	1	167	—	1	7,061	
非従業員数	6,603	9,813	141	6	4	498	—	5	17,070	
総数	9,436	13,767	210	42	5	665	—	6	24,131	
1棟当り戸数	6.8	4.1	2.8	1.5	1.0	6.7	—	1.0	5.1	
種別住戸比	47.2	50.3	0.7	0.1	0.0	1.8	—	0.1		
1戸当り居住人員数	3.51	4.81	5.38	14.00	5.00	6.65	—	6.00	4.24	
1戸当り従業員数	1.09	1.40	1.77	12.00	1.00	1.67	—	1.00	4.33	
雑用戸数内訳	倉庫	煙草店	日用品店	洋裁点	鍛冶屋	駐在所	煙草屋	相談所	其他	計
	5	14	77	9	7	2	1	5	120	

(「三井田川50年史」1940)

図 1 - 10 昭和20年代の炭鉱社宅（筑豊）



3. 炭鉱住宅の戦後略史

終戦を迎えて、我国は極端な石炭不足に直面した。昭和20年末には「石炭飢饉克服決議案」が国会決議され、また、GHQも石炭不足対策を政府や炭鉱企業に要望する始末であった。この頃から労組の結成が相次いで行なわれたものの、食糧不足の中、炭鉱労働者は生産拡大から来る労働強化に苦しまなければならなかった。

昭和21年末には、石炭確保を目標に全政策を石炭・鉄鋼に集中する所謂傾斜生産方式が開始され、次いで22年1月戦災復興院を主務官庁として、21年度下期に5,380戸、22年度4,000戸の炭鉱住宅新改築を行なう事が閣議決定された。そして福岡県では30数億円を投じ、この時期に3万戸の炭鉱住宅が建設された。

「炭鉱住宅」という呼称は、この時期はじめて採られたのであり、従来の「納屋」「鉱夫社宅」等の名称にとって替わり正式呼称となった。

さて、この時期の急激且つ大量の建設は、当時の建設資材不足と相まって粗製乱造気味の低質住宅を持たせた。また、その平面形式も殆どが戦前の2間取がそのまま踏襲された。しかし、中には図-10に見る様な内便所を設置したもの、イタノ間(3帖)が設置されたものも建設されている。

昭和25年に、朝鮮戦争が勃発してもたらした特需により、産炭地は大量の人口を吸引するところとなった。

しかし、続いてエネルギー革命の波が産炭地を襲う事態となったのである。昭和30年に「石炭鉱業合理化臨時措置法」が国会に提出され、翌年より筑豊の小規模炭鉱が次々と姿を消して行った。そして、この波は大手炭鉱をも襲い始めた。この様な事態の中で、労働運動は激化の傾向を示したが、それは合理化反対闘争、賃金闘争であり、住宅の質改善が内容に盛り込まれる事は少なかった。狭小さに加えて共同便所、共同水道、共同浴場が一般的である炭住の質は低かったけれども、30年代前半は我国全体の居住水準も低く、強い問題意識が持たれなかった側面も見逃せられないであろう。また、炭住は一般に電気代、水道代は無料、家賃も無いに等しく、畳替え、住戸の修理等も企業側の手で行なわれた事も、住要求を弱めた要因であったかも知れない。

昭和30年より40年の10年間はまさに石炭産業崩壊の時期であった。宮田町の貝島鉱を除くと、炭層の悪い筑豊の炭鉱はこの時期次々と姿を消し、我国が高度経済成長期に入り、生活水準が向上する中で産炭地域住民の生活水準は大きく取り残されるところとなった。昭和

43年12月末に出された第4次石炭答申によって我国石炭産業は止めを刺され、北海道の石狩炭田と福岡の三池炭田とを除き、殆どの炭鉱が閉山した。筑豊に於ても、貝島炭鉱を除く全ての炭鉱が姿を消したのである。

石炭産業の崩壊過程の中で、産炭地域は離職者問題、生活保護問題、鉱害問題、人口流出に伴う地域空間再編問題、自治体行財政問題等の複雑で、深刻な地域問題を背負わなければならなかった。それら問題の殆どが炭住社会に於て最も深刻であった事は言うまでもない。炭住問題は、まさにこの様な昭和30年代の石炭産業崩壊過程の中で認識されてきたのである。そして炭住問題はこの時から、単に住宅の質と量だけが問題にされたのでは無く、そこに居住者の生活問題と地域空間問題とを含めて論じなければならぬところに、大きな特色を持つに至ったのである。

第四次石炭答申が出された同じ昭和43年12月に、建設省及び福岡県が行ない、筆者等も参加した「筑豊地区炭鉱住宅実態調査」の概要を以下の表にまとめる。

表I-7 昭和43年末筑豊炭鉱住宅実態

地区	実 態						構 成 比						
	福 岡	北九州	嘉 飯 山	直 鞍	田 川	総 数	福	北	嘉	直	田	総	
棟 数	1,510	1,396	3,793	2,467	3,953	13,119							
住 宅 数	総 数	4,990	6,152	12,481	7,434	12,495	43,552						
	入 居 戸 数	4,792	4,860	10,830	5,311	11,640	37,433	96.0	79.0	86.8	71.4	93.2	86.0
	空 家 数	198	1,292	1,651	2,123	855	6,119	4.0	21.0	13.2	28.6	6.8	14.0
構 造	木 造	4,955	6,152	12,481	7,434	12,064	43,486	99.3	100.0	100.0	100.0	99.8	99.8
	そ の 他	35	-	-	-	31	66	0.7	-	-	-	0.2	0.2
建 て 方	長 屋 建	4,790	6,054	12,081	7,154	12,086	42,102	96.0	98.4	96.3	96.2	96.7	96.7
	そ の 他	200	98	463	280	409	1,450	4.0	1.6	3.7	3.8	3.3	3.3
所 有 関 係	持 家	3,702	158	3,042	1,385	2,315	10,602	74.2	2.6	24.4	18.6	18.5	24.3
	借 家	643	430	1,622	639	6,249	9,583	12.9	7.0	13.0	8.6	50.0	22.0
	給 与 住 宅	645	5,564	7,817	5,410	3,931	23,367	12.9	90.4	62.6	72.8	31.5	53.7
設 備	水 道 専 用 戸	4,814	6,111	11,422	6,956	11,207	40,530	96.5	99.3	91.5	93.6	89.7	93.1
	便 所 専 用 戸	4,237	2,262	9,523	5,035	5,856	26,913	84.9	36.8	76.3	68.0	46.9	61.8
	浴 槽 専 用 戸	2,716	839	3,475	1,555	2,868	11,458	54.4	13.6	27.8	20.9	23.0	26.3
老 朽 状 況	修 理 不 要 戸	119	3	2,197	97	1,093	3,509	2.4	0.0	17.6	1.3	8.7	8.1
	要 小 修 理 戸	2,163	3,478	4,628	3,906	6,098	20,273	43.3	56.5	37.1	52.5	48.8	46.5
	要 大 修 理 戸	2,191	1,497	3,639	2,019	3,789	13,135	43.9	24.3	29.2	27.2	30.3	30.2
	修 理 不 能 戸	517	1,174	2,017	1,412	1,515	6,635	10.4	19.1	16.2	19.0	12.1	15.2
世 帯 状 況	総 数	4,923	4,863	10,876	5,319	11,671	37,652						
	同 居 世 帯	131	3	46	8	31	219	2.7	0.1	0.4	0.2	0.3	0.6
	現 職 員 世 帯	223	2,864	5,824	3,027	2,886	14,824	4.5	58.9	53.5	56.9	24.7	39.4
	生 活 保 護 世 帯	604	686	1,656	926	2,261	6,133	12.3	14.1	15.2	17.4	19.4	16.3
入 居 人 員	18,306	18,930	39,615	16,816	38,324	131,991							

(炭鉱住宅実態調査結果報告書〔福岡県筑豊地〕1969)

第Ⅱ章 炭鉱住宅 入居者の実態と炭住団地の類型

はじめに

本章では、大方の炭鉱が閉山し、昭和43年第4次石炭答申が提出されて以後今日まで10年間の炭鉱住宅とその入居者の動向を中心にまとめる。炭住が総体として老朽化し耐用年限をこえ、入居者の過半が老令期、老令準備期をむかえている状況から個々の住宅改善や生活再建の論議より炭住団地空間、社会を単位として再編すべきであるという立場で、とくに団地単位の調査や分析を重視した。

この10年間の前半、昭和45年から50年は産炭地域の経済振興に重点がおかれ、居住者対策としては、生活保護や離職者対策といった生活保障によってこれをフォローするといった時期であった。しかし昭和50年以降高度経済成長も一段落した時期、筑豊開発の柱であった工場誘致も予期されたほどでなく、こうした環境づくりの受け皿として炭住の住環境整備が唱えられるようになってきた。もちろん炭鉱住宅の質の加速度的悪化も見がせない要因である。

しかしこの10年間に改良された炭住については、炭住社会の固定化、炭住の鉄筋化にすぎないという批判もある。この炭住改良を含め昭和55年以降の動向予測や計画（政策）論については第Ⅲ章にゆずり、この章では再編整備の要因の抽出と再編からみた炭住団地の類型化についてまとめる。

1. 宮田町における炭鉱住宅の実態

この節ではまず、筑豊地域の中で最も炭鉱住宅率の^{※1}高い宮田町をケースとしてとりあげ、地域の環境計画や住宅計画と炭住問題の関連を具体的にみることから始めたい。

(1) 町の概要—略

(2) 住宅事情—略

(3) 閉山後の炭鉱住宅の状態と問題点—略

(4) 炭鉱住宅団地の現況と生活環境

宮田町には旧炭鉱の坑区単位に5つの炭住団地があったが、昭和47年から49年にわたり新笠松地区が改良されたので、現在は4つの団地があり表Ⅱ-1に示すように、住宅数の多い大団地を形成している。団地の建設時期、立地条件、閉山時期などが異なるため、空家率、老朽率、人口残留率、生活保護世帯率に差がでているが、

※1 炭住入居世帯数を世帯総数で割ったもの
宮田は25%で筑豊第1位である

早く閉山した満之浦、菅牟田においていずれも高くなっている。この両地区が改良の必要性が高いといえる。

炭住街は図Ⅱ-1に示す如く露天坑の周辺を取りまくように立地し、これを結ぶ道路が、町内の幹線となっている。大之浦に附設して商店の集積がありここが中心街となっている。地区内には炭鉱当時の商店もある。このほか教育、医療施設、運動場なども整備されており住宅地として再編されるに際して充分活用可能である。

つぎに次節の炭住居住者アンケート調査の対象となった満之浦坑一板深地区を例として、炭住団地の現況をより詳しくみてみよう。

板深地区は図Ⅱ-1に示すように宮田町の中央部、若宮町を経て福岡市へ至る県道沿いにある。図Ⅱ-4に示すように満之浦坑の中でも地形上区画され住戸数150戸程度のまとまりの炭住街を形成している。

閉山は昭和42年で、以後10年以上経過しているが、現在も97世帯、約300人が居住し、共同浴場や店舗なども経営されており、昔日の生活が比較的よく維持されている炭住街である。

戦前建設された炭住と昭和20年代、昭和30年頃建設の三つの住宅があるが、大半は図Ⅱ-2(b)に示す6帖・4.5帖・3帖食事室・土間台所の平面で延床面積12坪の二戸建て住戸である。97世帯のうち18世帯では、空家となった住宅を二戸利用し、増築部分をあわせると30坪の広さとなっている場合さえある。成長した家族型が多いが、主な働き手のない世帯は23%で炭住団地としては低い。従って住宅の屋根補修などは、よく行なわれている。

改良については県道バイパス計画をあわせて、少し意識され始め話題となっている。建設年次の違いや、地形が複雑で台地部と谷部での住宅の老朽度に差があり、また払い下げに対する思惑や、老令化して現在の生活をむしろ壊したくないという世帯もあって地区改良への志向もまとまってこない面がある。

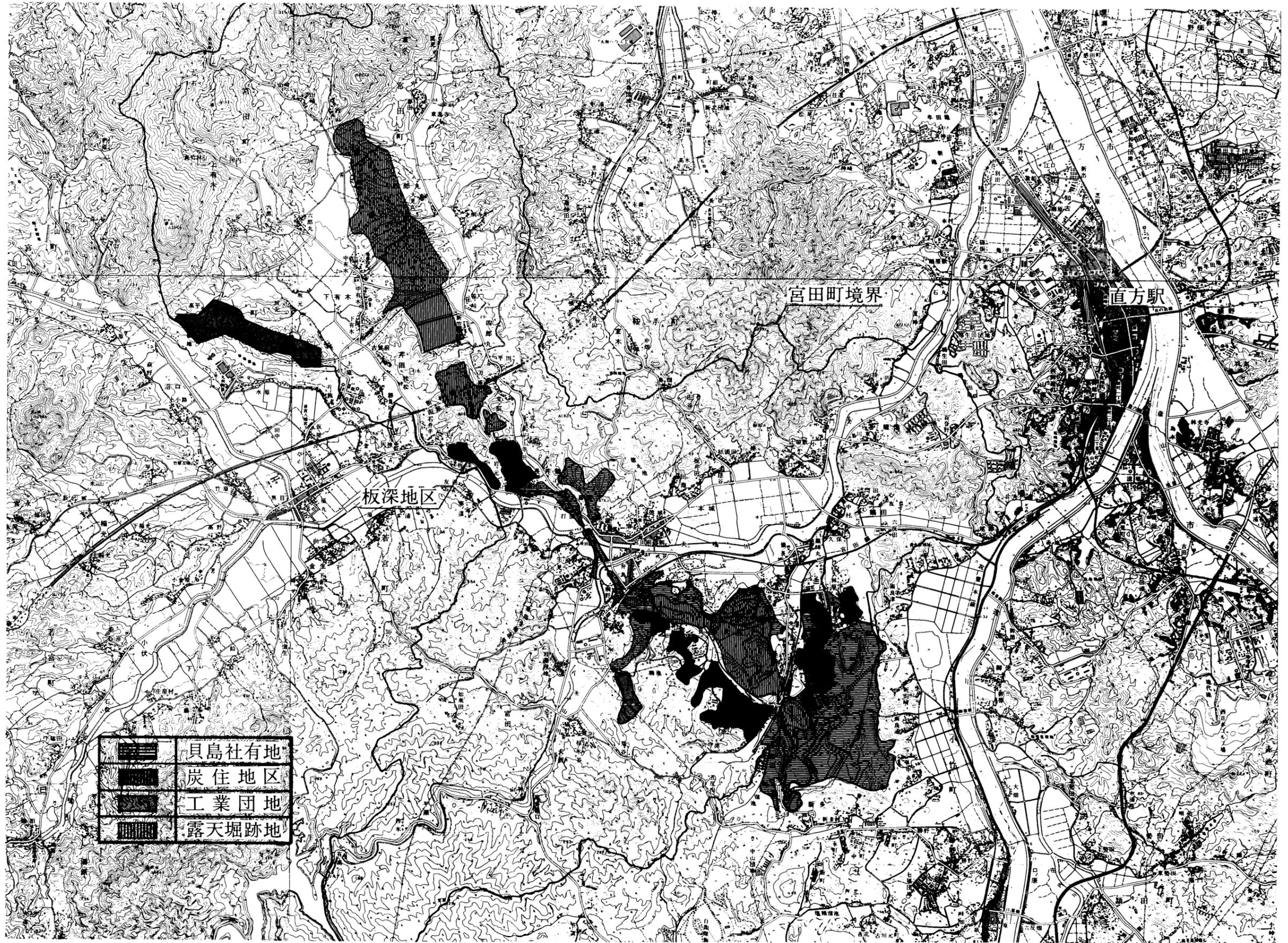
図Ⅱ-5(a)は現存する炭住の利用状況を示したもので、142戸中28戸が空家となっている。空家となると屋根がおち老朽化が早まり隣戸に影響を及ぼす。(写真)

(5) 炭住地区改良計画例—菅牟田地区の場合

昭和52年度に、筆者らも参加して策定された菅牟田地区の改良計画の経過、内容について簡単にまとめておく。菅牟田地区の全面積は16.9haであるが、そのうち4.99haにあたる二・三・五区の組合が改良の対象となった。残存する現住宅344戸のうち185戸に154世帯、419人が居住している。住宅の建設時期が古く住宅不良度は99.4%に達していた。密度は98戸/haでやや高密度である。

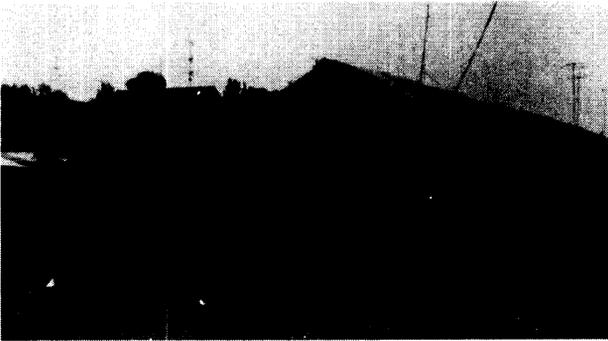
居住者は60才以上の老人だけの世帯が35世帯(23

図Ⅱ-1 炭住用地および炭鉱使用地の分布図





〈日吉, No1〉
基礎がなく根まわりから朽ち始める。
鉱害で左側が落ちている。



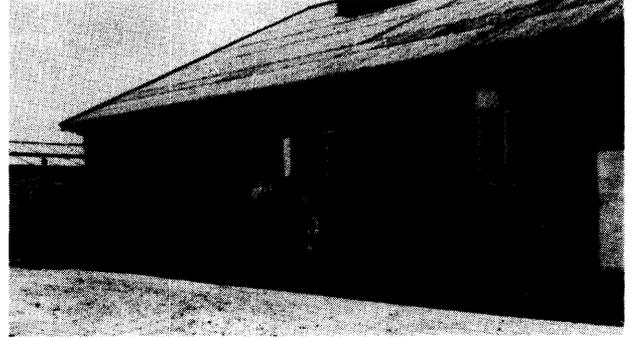
〈日吉, No2〉
雨モリのためテントシートをかけている。増築されている部分もありあわせの材料である。



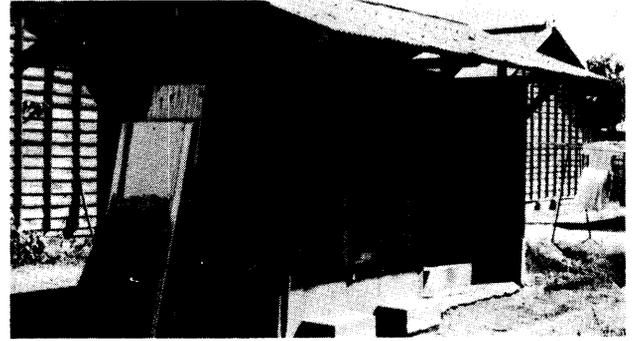
〈日吉, No3〉
持家で手入れのよい部分、屋根補修がされている。



〈日吉, No4〉
借家である。棟がたわんでいる。今回の調査地では入居している住戸の中でも最もいたみかばげしい棟である。



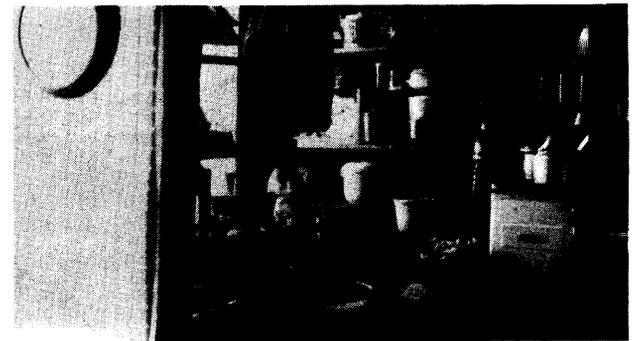
〈松原, No1〉
共同浴場で現在も運営されている。



〈松原, No2〉
共同便所4～8戸に1ヶ所の割で住棟の妻側に配置されている。



〈松原, No3〉
棟の妻側のならば、この景観の平行配置で木造平屋が約1000戸配置されている。



〈松原, No4〉
台所の一部、手狭まだが、用具が合理的に配置されている。



〈板深, No1〉

6帖の南側に自力で増築されたもの。



〈梅ノ木, No1〉

微風で自然に倒壊してしまった住棟，子供が遊んでいなくて幸いであった。左は新築された集会所



〈板深, No2〉

4.5帖の西側に風呂場が増築されている。板深では敷地南側を板塀で囲い私有化していることが多い。



〈梅ノ木, No2〉

2階建住棟の妻側，便所が6戸に1ヶ所の割で配置されている。



〈板深, No3〉

県道ぞいの住棟の一部は取り壊されている。



〈梅ノ木, No3〉

メインストリートからの景観，炭住としては最も高密度の居住例である。



〈板深, No4〉

住棟北側出入口まわり，玄関のすぐ横が便所のくみ取り口である。

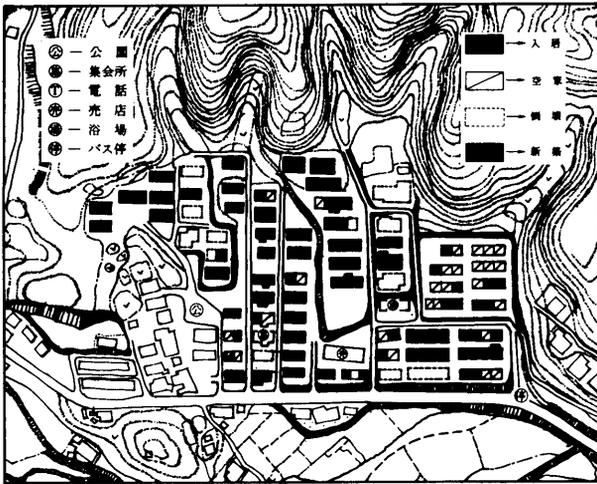


〈梅ノ木, No4〉

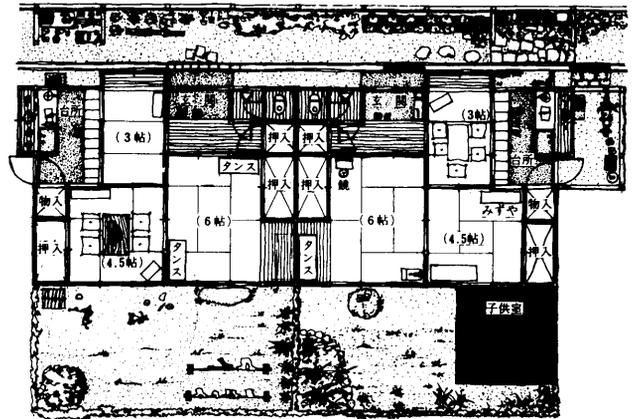
炭住の南側には700戸以上の公団賃貸住宅がある。相対的に家賃が高く空家が目立つ。

表Ⅱ-1 炭住現況表(昭和52年)

団地 名	設 設 年 次	棟 数	住 宅 数	入居状況		敷 地 面 積 ha	住宅の老朽状況				住宅の広さ			世帯の状況			
				入 居 戸 数	空 屋 戸 数		修 理 不 要 戸	要 小 修 理 戸	要 大 修 理 戸	修 理 不 能 戸	戸 当 り 面 積 ㎡	戸 当 り 室 数	戸 当 り 畳 数	入 居 総 世 帯	う ち 同 居 世 帯	入 居 人 員	生 活 保 護 世 帯
第2大之浦	大14~ 昭27	292	731	431	300	21.5		259	172		39.6	3	13	415	21	1,155	28
大之浦	大14~ 昭38	583	1,637	979	658	36.3	52	833	94		49.5	3	13	827	52	2,330	10
菅牟田	大14~ 昭38	166	702	321	381	16.9	106	114	101		38.0	3	13	287	19	1,006	34
満之浦	大14~ 昭27	245	629	356	273	11.2	90	134	132		38.0	3	13	339	31	955	66
新笠松地区	昭47~ 昭48		(158)														
計		1,286	3,699	2,087	1,612	88.6	248	1,340	499					1,868	123	5,446	138



図Ⅱ-2(a) 板深地区現況図



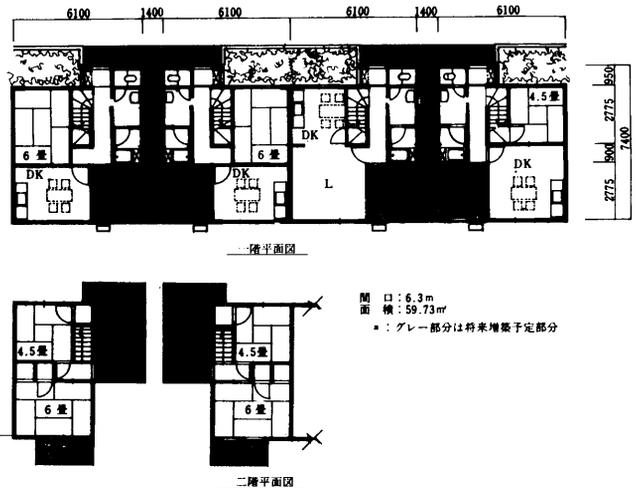
図Ⅱ-2(b) 板深地区の炭住まい方

%)と多く、また世帯人員2人以下が81世帯で過半数をこえている。また世帯主の大部分が40才以上の中高年令層である。表Ⅱ-3(略)

住戸計画としては上記をふまえて「型別供給」が想定された。また従来のように簡二だけで構成した団地は、炭住の鉄筋化・固定化にすぎないという批判もあり、低層・中層をまぜた広場型の住棟計画を提案した。

しかし前々項で述べた住民各組織からの了解が得られず、すべて3DKの簡易耐火2階建て二戸建てで建設されることになった。将来のストック住宅としては1階部分が面積不足が予測され、事実、簡二の炭住改良では、ほとんど増築されているので、そのスペースを当初計画組みこんだ。図Ⅱ-3が最終的に住民の了解を得た平面である。

戸数密度はクロス42戸/haでかなり高くなったが、



図Ⅱ-3 菅牟田地区改良住宅計画案

表Ⅱ-2 市町村別の人口・産業の動向

	稲 築 町		川 崎 町		田 川 市		宮 田 町		水 巻 町		県 計			
	(実 数)	(指 数)	(実 数)	(指 数)	(実 数)	(指 数)	(実 数)	(指 数)	(実 数)	(指 数)	(実 数)	(指 数)		
人	最大人口	44514人	100.0%	40878人	100.0%	100071人	100.0%	51795人	100.0%	34927人	100.0%	4292963人	100.0%	
	最小人口	21247	47.7	22508	55.0	61464	61.4	25008	48.3	24377	69.8	3178134	74.0	
	人口推移	S 40	26976	60.6	28017	68.5	74063	74.0	37508	72.4	30935	88.6	3964611	92.4
		S 45	23595	53.0	23190	56.7	64233	64.2	27945	53.9	26974	77.2	4027416	93.8
		S 50	21247	47.4	22508	55.0	61464	61.4	25008	48.3	24377	69.8	4292963	100.0
		S 54	21634	48.6							26032	74.5		
	0～14才	S50	3981	18.8	4811	21.4	12131	19.7	4691	18.8	5572	22.9	1002084	23.3
	15～39才		7455	35.1	7943	35.3	21576	35.2	8244	33.0	9447	38.8	1740252	40.5
	40～64才		7203	33.9	7371	32.7	20673	33.6	8909	35.6	7475	30.7	1193493	27.8
	65才～		2581	12.2	2383	10.6	7084	11.5	3164	12.6	1883	7.7	357134	8.3
世帯	S 40	6890戸	100.0	7292戸	100.0	19683戸	100.0	9358戸	100.0	7567戸	100.0	976951戸	100.0	
	S 45	6836	99.2	6910	94.8	18887	96.0	7902	84.4	7305	96.5	1096026	112.2	
	S 50	6693	97.1	7091	97.2	19237	97.7	7482	80.0	7228	95.5	1261771	129.2	
	S 54	7263	105.4							7922	104.7			
就業	生活保護世帯	S 50	1253	18.2	2345	32.1	1931	9.8	1657	17.7	1280	17.7	78415	8.0
	就業者数	8660		8682		27260		10612				1916134		
業	15才以上の人口	17266	50.2	17697	49.1	49333	55.3	20317	52.2		51.2	3288592	58.3	
	産業別人口 総数	8660人	100.0	8682人	100.0	27260	100.0	10612人	100.0	9627人	100.0	1916134人	100.0	
	S 50	一次	477	10.0	704	8.1	1059	3.8	963	9.1	301	3.8	191266	10.0
		二次	3470	49.9	3529	40.6	10842	39.8	4283	40.3	4337	45.1	591343	30.9
		三次	4713	40.9	4449	51.2	15359	56.3	5366	50.6	4989	51.8	1133525	59.2
	産業別 総数	818千		804千		1040千		915千		1260千		1320千		
一人当りの生産額	一次	291円		326円		265円		358円		350円		509		
業	S 46	二次	744		591		909		992		1297		1425	
	三次	1063		1141		1225		1023		1353		1470		

住民側には自己の敷地内に駐車スペースをとることが重視され事実そのような改良が隣接町で実施されたため、高令者が多く、車の保有率は30%であるにもかかわらず車中心の住棟配置が採用されることになった。これらの改良計画に関する評価、批判については、他地区の事例を含めてⅢ章でまとめて述べる。

2. 炭住問題からみた市町村類型

前章では宮田町の炭住団地の規況につきやや散文的に述べたが、その中には筑豊市町村に一般化する現象と、宮田町独自の問題—特殊性—があるように思われる。そこで本章では、地域における炭住問題のウエイトの大きい5市町村を取りあげ市町村レベルでの炭住問題の態様をみることにする。

(1) 対象市町村の選定

筑豊の炭鉱の大部分は昭和40年代前半までに閉山した。そこで昭和43年福岡県炭鉱住宅実態調査(以下43年調査と略)の結果から、市町村別炭住数の多い順にならべると①田川市・②宮田町・③水巻町・④川崎町・⑤稲築町の順になる。②～④は現在人口2万人前後であり相互の指標の比較に適している。また筑豊の4つの広域市町村圏(直方・中遠・田川・嘉飯山の4地区)に属し

ているので筑豊地域全域をカバーすることができる。①位の田川市については現炭住数が6千戸で筑豊全域の22%の炭住を擁する市であり炭住問題として他の町村と同様に論じられない面もあるが、一応比較の対象としてとりあげた。

因に、昭和52年にも福岡県炭鉱住宅実態調査(以下52年調査と略)が実施されているが、上記5市町の昭和52年の合計炭住数は、14357戸、筑豊全域27076戸の53%を占めている。5市町地理上の位置については図Ⅰ-1に示している。

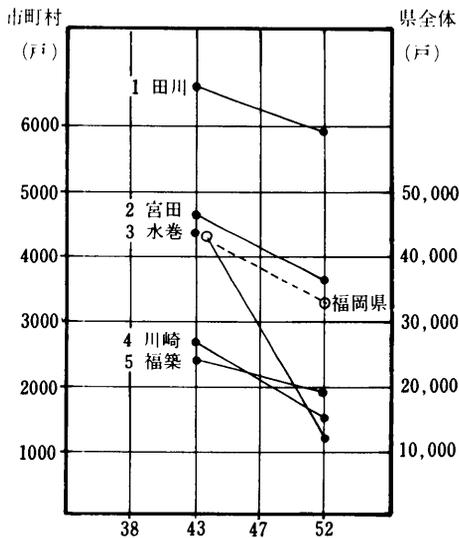
(2) 人口・就業構造の推移

炭住の実態にふれるまえに、抽出5市町の人口と就業構造の推移について表Ⅱ-2に示す指標でまとめておく。

町村の人口は昭和25～30年頃をピークとし、以後50年まで減少し続けている。減少率の大きいのは稲築町でピーク時の47%、以下宮田、川崎、田川、水巻の順である。水巻は70%台である。しかし昭和50年以降は各市町村とも人口は微増しているが、これは社会減が低下し、自然増がこれをわずかではあるが上まわった結果と思われる。

世帯数については閉山がおそかった宮田町において昭和40年から50年にかけて20%の減となっているが、

図Ⅱ-4 炭鉱住宅数の変化



他の4市町は5%減程度となっている。世帯流出に見合う量の世帯分離があり、このような結果となったと思われる。

産業別就業人口は第一次3~10%、第二次40%、第三次50~55%で各市町間でほとんど差がない。しかし産業別の就業者1人当り生産額では、特に第二次産業に於て1位の水巻130万(昭和46年)から宮田・田川・稲築・川崎の順で、最下位の川崎では59万円となっている。参考までに筑豊の中心都市である飯塚103万円、直方127万円、北九州は208万円となっており各市町村の工場の生産性にかなり差があることを示している。この工業化の程度を示す指標は今後の炭住改良方向を決定する1つの要因として重要である。

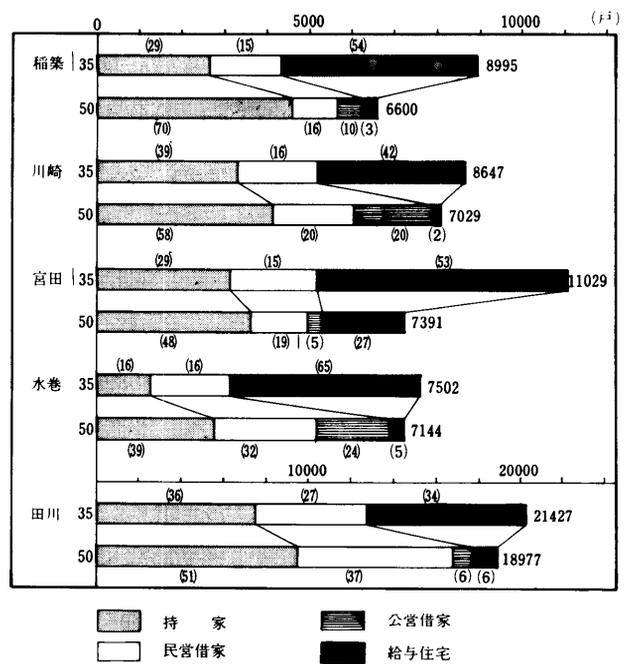
(3) 炭住数の推移からみた類型

図Ⅱ-4は昭和43~52年の10年間における抽出5市町の炭住数の推移を示したものである。また○印は福岡県全体の推移を参考のために示している。県全体の推移に類似した勾配で減少している田川・稲築・宮田・と急激な減少を示す水巻・川崎の二群にわけられる。前者は改良が未だ部分的にしか実施されていない「改良未然型」町である。炭住減の要因は、主として人口流出一空家化一倒壊による滅失である。ほかに会社による工場用地などへの転用が一部ある。

一方、後者は主として昭和44年度からの住宅地区改良事業による炭住改良が積極的に実施された町である。水巻町で約1400戸、川崎町で700戸が改良された。両町は「改良進歩型」町といえる。筑豊の町村は大きくこの2つに類別できるが全体としては「改良未然型」が多い。

※1 以下の項は文1によるところが大きい。

図Ⅱ-5 住宅数およびその所有関係の変化



(4) 住宅の所有関係からみた類型

図Ⅱ-5は昭和35年から50年にかけての住宅所有関係の変化を示したものである。宮田町を除く4市町村においては、給与住宅は大きく減少している。構成比は宮田町では25%であるが他の町は給与住宅は40~50%台から10%以下に低下している。

所有関係の変化をさらに詳しくみる前に、旧炭鉱会社の炭住に対する資産処理面からの対応についてまとめておく必要がある^{※1}。

まず中央大手の三井鉱山は炭住の払下げを殆んど行わずこれを新しい不動産会社に移管し、貸家としている。家賃は広さにより2千円から3千円程度である。したがって旧炭鉱関係者以外の入居も認めている。ただし会社は増改築は一切行わない。入居者は自力で増改築を行っている。田川市の炭住の9割、川崎町の5割が三井系炭住である。しかし稲築町の三井山野鉱では土地・建物とも払い下げられ持家化している。

中央大手の日本炭鉱が大半を占める水巻町では払い下げは行わず新管理会社に移管したが、町のマスタープランが早期に策定され、閉山後あまり間をおかず改良が予定されたので、家賃を全くとっていない。ただし改良を前提としているところから旧炭鉱会社に関係のない世帯の入居は認めていない。

宮田町は地場大手の貝島炭鉱であるが、ここも水巻の日炭にならない払い下げを一切行わず、家賃は取っていない。ただ先述したように町・会社とも将来の方向を模索中である。

今回の対象にはなっていないが、中間市の大正鉱業では閉山後一部は居住者に払い下げを行なったが、同市が

表Ⅱ-3 アンケート対象団地の概要

市町村名	坑区名 <地区名>	旧炭鉱名 (分類)	炭住建設年次	戸数	世帯数 (人居率)	所有関係		老朽率 ^{*1}	生活 残存率	人口 残存率 ^{*2}	中心都市 駅距離	炭住改良について関心	回収/配布 (回収率)
						炭鉱系	個人						
01 稲築町	才田坑 <日吉>	日吉炭業 (中小)	昭和23年	80戸	世帯 76 (95%)	戸 0 (0%)	戸 50 (62%)	(47%)	(46%)	(110%)	飯塚市 12.5km	町側-昭和55年度に基本計画 住民-強い関心はみられない	55/76 (72.3%)
02 川崎町	三井四坑 <台町>	三井鉱山 (中央大手)	昭和23年	121	106 (87%)	121 (100%)	0 (0)	(100%)	(37%)	(73%)	田川市 6km	町側-昭和55年度に基本計画 住民-実績あり特に反対はない	81/91 (89.0%)
03 田川市	三井田川 <松原>	三井鉱山 (中央大手)	昭和14年	1670	1670 (100%)	1670 (100%)	0 (0)	(13%)	(8)	(80%)	田市 1km	市側-規模が大きすぎて今のところ手が つけられない	115/133 (86.5%)
04 宮田町	溝之浦坑 <坂深>	貝島炭鉱 (地場大手)	昭和23年 一部戦前	629	339 (57%)	629 (100%)	0 (0)	(37%)	(20%)	(77%)	直方市 13km	町側-いざれ改良しなければ 住民-話題にのぼり始めている	83/97 (85.6%)
05 水巻町	高松坑 <梅木>	日本炭鉱 (中央大手)	昭和11年 一部23年	230	211 (90%)	230 (100%)	0 (0)	(99%)	(9)	(18%)	北九州市 2km	町側-昭和55年までに改良完了 住民-それまで何とか住みたい	93/105 (88.6%)

北九州市のベッドタウン化するとともに増改築・建て替えが行なわれ、権利関係も変化し、改良を困難にする事態に至っている。

一方、地場の中小鉱山では閉山後、会社そのものの移管が不明なものも多く、払い下げられた炭住もあって土地と建物の権利関係が複雑している。炭住団地も小規模なものも多く閉山後の生活再建能力も相対的に低かったため、持家化されたものが転売され、資産上の混乱も生じている例も多い。今回の対象町村内では川崎町の一部と稲築町に中小鉱山の炭住団地がある。

以上の結果が市町村の住宅所有関係に現れている。すなわち稲築では給与住宅(ほとんど炭住)が減少し「持家化」した。川崎については持家増より「改良+借家」となった。田川も「借家増」である。宮田は依然給与住宅のウエイトが大きい。水巻はやゝ特殊で北九州市のベッドタウンと化して宅地開発が行なわれているので、それによる持家増及び民間借家増があるが、炭住に関してみれば「改良」のみである。以上から所有関係からみた市町村単位の類型は下記の5つとみることができる。

旧炭鉱 所有形態	中央大手のみ	地場大手のみ	大手と中小混合
持家化された	(なし)	(中間市)	稲築町
借家化された	田川市・水巻町	宮田町	川崎町

(5) 炭住問題からみた市町村の類型

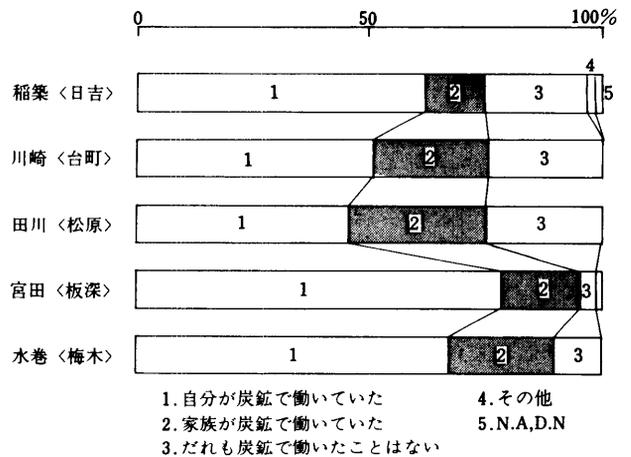
炭住再編という視点から市町村を類型化する基軸は上記の炭住数及び改良進展度と炭住の所有関係とであろう。このほか市町村の持つ工業化あるいは都市化(住宅地化)のポテンシャルも指標として重要であるが、本研究で対象とした5市町については下記の類型化が適切であろう。

改良軸	所有形態		改良形態	
	中央大手・地場大手	大手・中小混合	持家型	借家型
改良進展型	-	水巻町 田川市	-	川崎町
改良未然型	-	宮田町	稲築町	-

田川市については昭和53年度より改良が進展し始めた。

3. 炭住団地居住者の住生活と住宅改良の意識

図Ⅱ-6 旧炭鉱との関係



前節でとりあげた5市町村から典型的な1団地を選定し居住者を対象に居住歴・家族と生計・住生活・住宅改良に関するアンケート調査を実施した。

(1) 調査の概要

アンケート調査は川崎町で団地の1/5抽出調査を実施したのち、他の4市町村から戸数100戸程度の団地を抽出した。大規模団地については100戸程度のまとまりのある街区で対象地を決めた。調査時期は昭和52年3月より54年9月までである。対象地区の概要については表Ⅱ-3にまとめる。

(2) 炭鉱との関係・居住年数

※1 旧炭鉱との関係をみたのが図Ⅱ-6である。<松原>のように貸家として一般の入居を認めている炭住でも8割弱が炭鉱との関係がある。<坂深>についてはほとんどが炭鉱関係者であり、共同浴場・購売店などの運営や人間関係を含めて旧来の炭住社会の生活形態がよく残されている。

現住居の入居年数をみると<日吉>では10年未満が45%を越えている。持家の所有関係の移動と他地区から人口流入があったものである。<台町><松原>では貸家として一般入居も認められているので入居年数10年未満の新人者が30~40%程度みられる。<坂深>

※1 各団地の略称は表Ⅱ-6に示す

図 II - 7 家族型

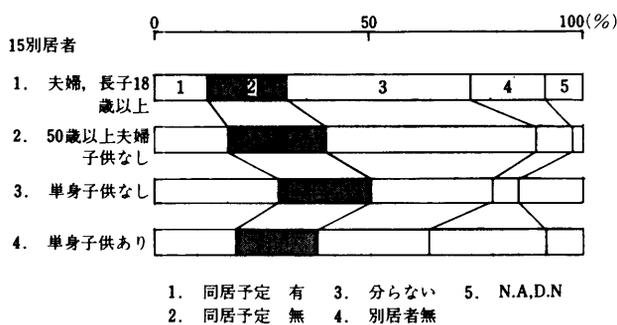
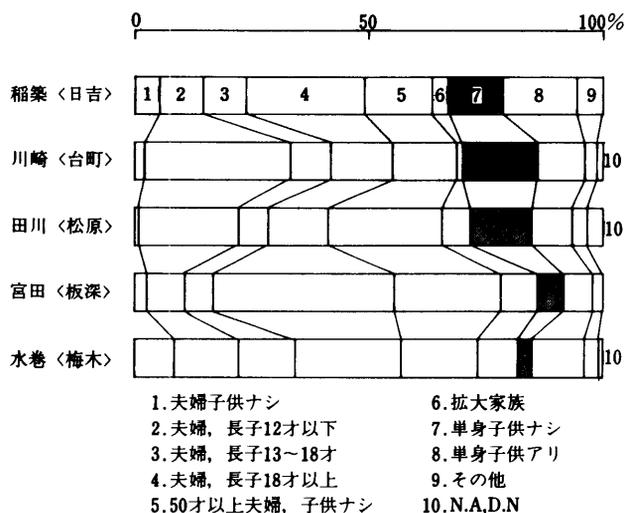
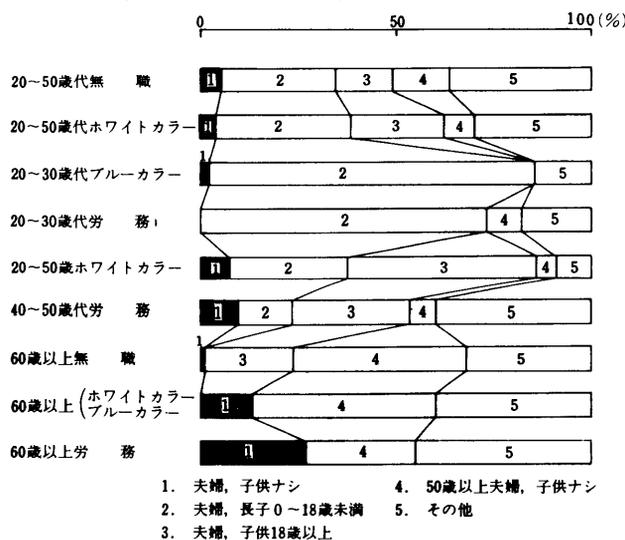


図 II - 8 世帯主年令・職業 X 家族型

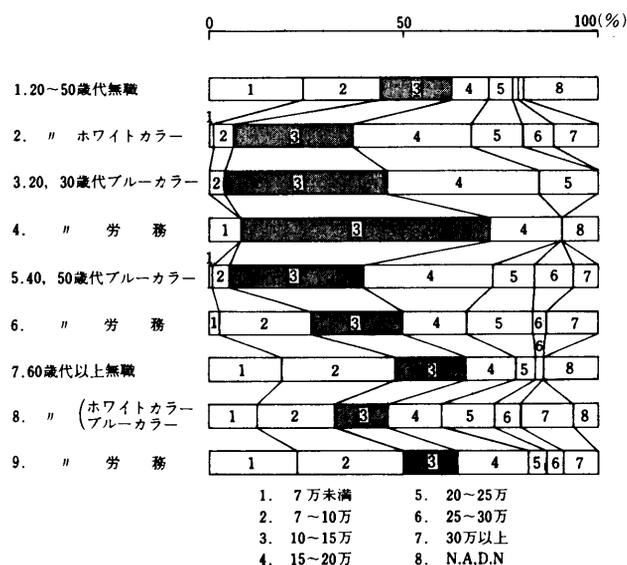


〈梅木〉は炭鉱関係者以外は原則として入居できないが、〈梅木〉では改良住宅へ転出した後の空家が多く、充分管理されないためこの5年以内に住みついた入居者もあり、防犯上、入居者に不安感が生じている。(図一略)

(3) 家族と生計

家族型についてみると(図 II - 7)全体の7割程度は夫婦単位であり、長子年令 18 才以上の「成長した家族

図 II - 9 世帯主年令・職業 X 世帯収入



型」が目立っている。特に〈板深〉では長子 18 才以上、50 才以上の老夫婦、拡大家族の三者で 75 % を占めている。地場大手で転職の機会に恵まれていた〈梅木〉でも同様の傾向がある。

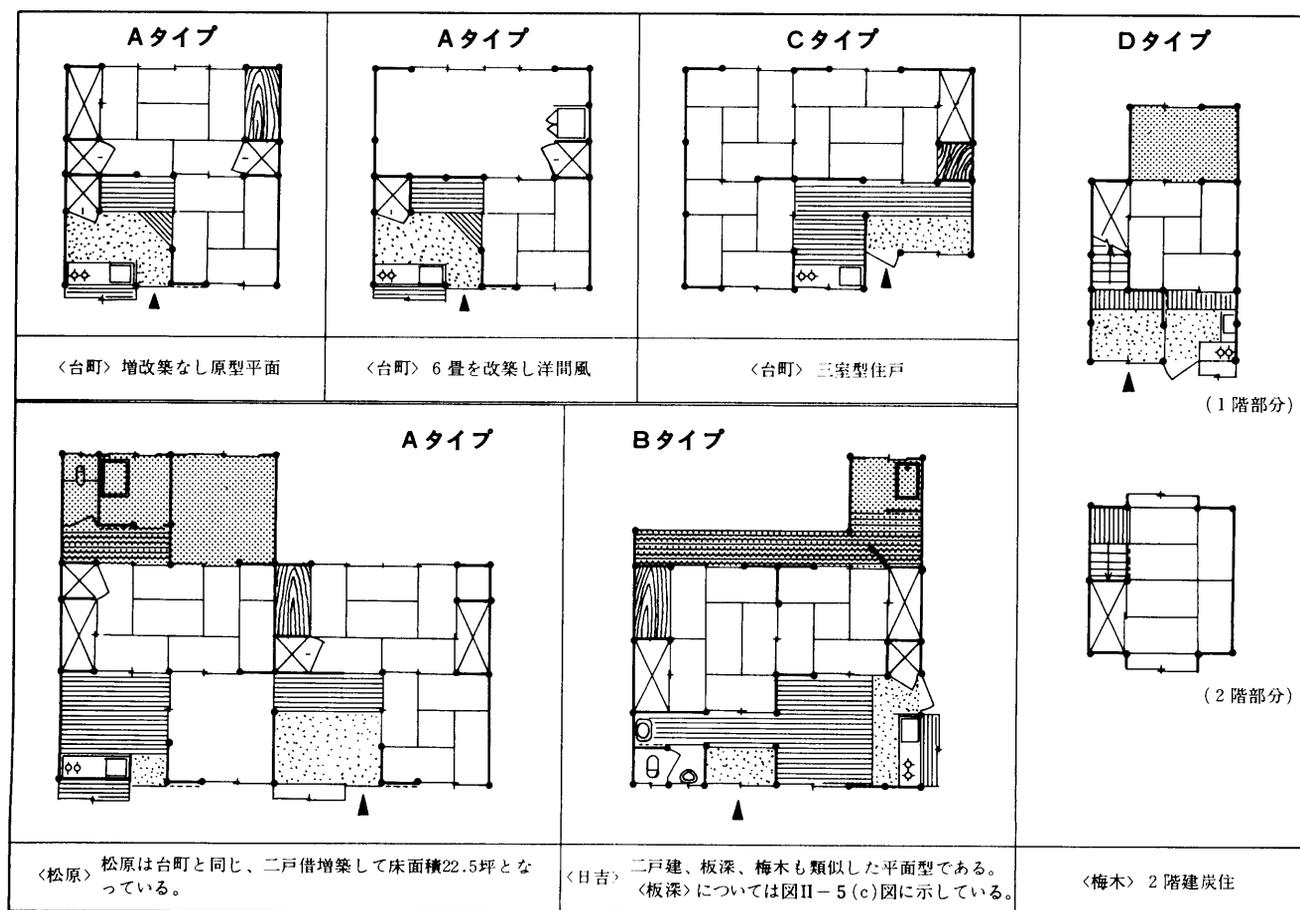
長子年令 12 才以下の家族は「後継者家族型」である。この家族型は三井系の〈台町〉〈松原〉に多い。これは両団地が立地条件がよく借家化している結果、若い世代が残り、かつ他地区から流入してきた結果と思われる。

暗い炭住社会の象徴として描かれる「欠損家族型」は立地条件の悪い〈日吉〉〈台町〉にやや多いが、全体としては予測されたほどの量ではない。本調査の対象が近い将来に住宅改良の対象となるところであったためかとも思われる。このことから全体的に活達な家族生活がおくられているという印象を受けた。

生計を維持する主な働き手のいない世帯が〈日吉〉で 50 %, 〈台町〉で 45 % である。他の 3 地区は 20 % 台である。主な働き手は世帯主が 8 割以上を占めるので世帯主の年令と職業を軸に生計についてみる。図 II - 8 は家族型とのクロスであるが、20 ~ 30 才代では拡大家族を含めて標準的な家族形態となっている。40 ~ 50 才代では夫婦のみの世帯が最も多く、これが将来の老人世帯となるという意味で「準老人世帯」と呼ぶことができる。またブルーカラー層に比べ労務層では二世帯家族が少なく欠損家族が多い。

60 才以上の世代は閉山時 45 才以上で炭鉱閉山後も転職の機会に恵まれなかった。子弟は流出し、老夫婦や老人ひとりぐらし世帯として残された。有職者の一部には中心都市に住む息子とよく接触し、自分は住み馴れた炭住社会で悠然と生活しているという老人世帯もあるが、多数は将来に不安を抱きつつも何とか暮してゆける程度の生計費が維持されている。しかし寝たきり者をかかえその日の暮しに追われるという層もこの世代にある。

図Ⅱ-10 調査対象地区住戸平面図



注 ハーフトーンは増築部分を示す。

全体の6割が月収15万円以下、4割が15万円以上となっている。これを階層別に見ると図Ⅱ-9の如くなるが、20～30才代の労務層と60才代の無職の8割は15万円以下である。これに対し20～50才代のホワイトカラー、40～50才代のブルーカラー層は月収15万円以下が4割となっている。調査の性格上、一般家計調査などに比べ金額は少なく出ていると思われる。月収20万円以上の上階層は全体の17%で、20～50才代のホワイトカラー、40～50才代の労務、60才以上のホワイトカラー、ブルーカラーの各層においては30～35%となっている。これらの階層は自力で住宅改善が可能な層と考えられ、後の項でとりあげる持家分譲制度の対象階層となりうるものと思われる。

(4) 住宅の実態

まず住宅の所有関係についてみると〈日吉〉では62%が持家で、38%は借家である。借家の家賃は7,000円である。〈台町〉〈松原〉は不動産会社の貸家で家賃は2～3千円である。〈板深〉は旧炭鉱所有で家賃なし、〈梅木〉は不動産会社所有で家賃なしとなっている。

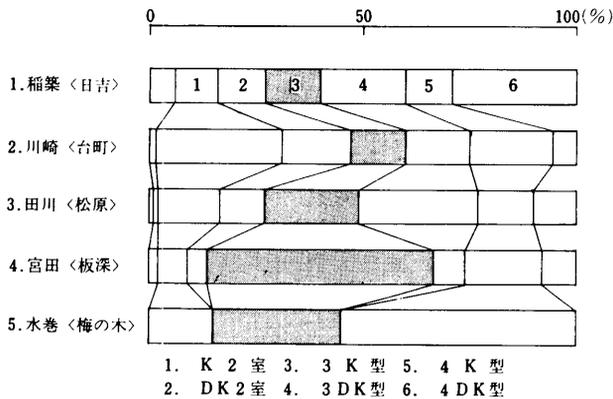
住宅の間取りを図Ⅱ-10に示す。原型の広さは三井系の〈台町〉〈松原〉が図中Aタイプで9坪、〈日吉〉

〈板深〉の大部分と〈梅木〉の一部が図中Bタイプで12坪、〈梅木〉は図中Cの2階建てで9坪である。全体の5～7割の住戸で増改築がなされている。まず持家の多い〈日吉〉では5割近くが1～3室居室を増築している。〈松原〉では図Ⅱ-10に示す例のような増改築が6割以上の住戸で行なわれている。同じ三井系の〈台町〉では増改築のある戸数は4割以下で、両地区の入居者の経済力の差かと思われる。〈板深〉は増改築は最も少ないが、空家を利用した「二戸借用」が25%近くある。原型が広いので1室増築が多く20%ある。図Ⅱ-2(b)に例示。〈梅木〉は2階建てで1階の居室が4.5帖と狭いため北側に3帖の室を増築している例が4割近い。また空家が多いので「二戸借用」も4割近い。

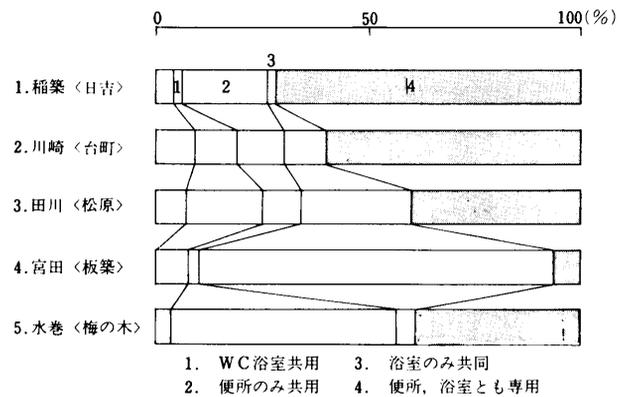
以上の結果、現在の平面型構成は図Ⅱ-11に示すように原型の2K、3K型が3割程度であるが、残りは土間台所を床化し2DK、3K、3DK型へ移行している。

共同浴場、共同便所が炭住では一般的であった。閉山後、共同浴場が閉鎖され浴室を専用化した団地が多い。現在浴場が運営されているのは〈松原〉〈板深〉であるが、前者では個別に浴室を備えている例も多い。便所は専用化したものが多いが〈梅木〉は2階建てで戸数密度が高く場所がないこと、早期に改良が決定されたことな

図Ⅱ-11 部屋数

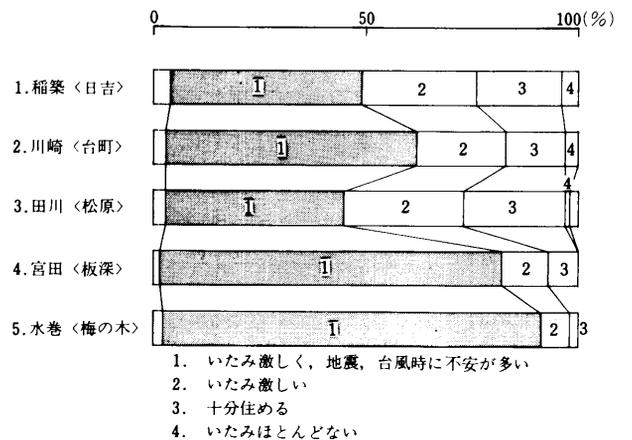


図Ⅱ-12 便所・浴室の状況



どから2階建て住棟では現在もほとんど共同便所である。<梅木>の平屋建て住棟では便所・浴室とも専用化している。(図-11, 12, 13)

図Ⅱ-13 老朽度

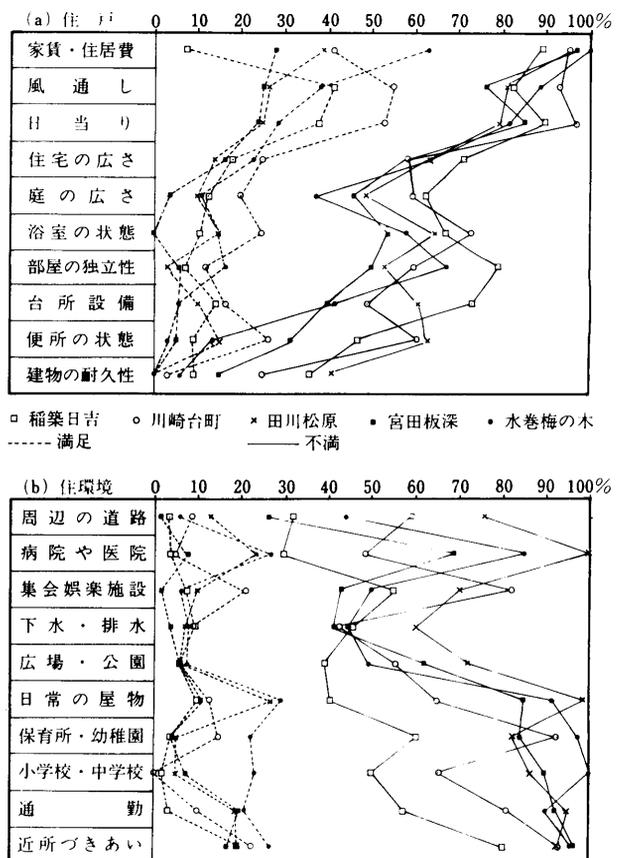


老朽度についてみると<傷みが激しく地震台風時に不安だ>とするものは<梅木、板深、台町、日吉、松原>の順で建設年次順とは一致していない。いずれの地区も5割以上が不安を訴えている。<梅木>では9割を越えており、写真に示したように調査時点に無人の2階建て炭住が風で倒壊した程である。<松原>は建設年次は古い、以後よく補修され相対的に老朽度が低い。

(5) 住まい方

各地区とも家族人数は4人以下が9割で、就寝室数は2室以下が8~9割台である。就寝分離要求は増築によって居室数が3室程度になっているのでほぼ満たされている。食寝分離がなされていない世帯は、増築率が低い<台町><板深>で3割程度ある。また2階建ての<梅木>でも増築されていない住宅では必然的に食寝非分離となるのでやや高い。図は略す。

図Ⅱ-14 入居者による居住性の評価



居室のうち<だらん、接客、食事>など公的生活行為が2室以上に広がっている世帯が<松原>では43%他地区でも3割台にのぼっている。夫婦、単身者では公私空間区分は不明確な住まい方となるので、相対的に炭住では住戸面積が狭いこと、間仕切による部屋の独立性などといった調査項目に対する反応が弱いこともあわせて考えると開放的な住まい方が多いといえる。

(6) 住宅及び住環境に対する居住性評価

住宅の評価について図Ⅱ-14(a)に示す。全地区共通して高いのは耐久性と便所の状態及び庭の広さである。部屋の独立性や広さといった間取りと、台所や浴室などの住宅設備に関するものがこれに続く。日照・通風はよく、家賃・住居費は満足度が高い。

地区別にみると<板深><梅木>に不満の高い項目が多く<日吉>がやや低い。住宅の総合評価として不満の高い順にならべると<板深>が60%弱で、<梅木、台

町、日吉>と続き、<松原>は32%で最も低い。逆に総合評価で満足とするものはいずれの地区も10%前後でほとんど差がない。

次に住環境評価についてみる(b図)と、<松原>を除いて、下水排水の不満が高い点が共通しているほかは地区によって異なった傾向を示す。団地の立地条件によって住環境整備の水準にかなり差があることの反映かと思われる。

そこで地区別にみると、遠隔地の中規模炭住である<日吉>が全項目にわたって不満度が高い。道路や下水排水、広場などの住宅地としての環境施設に対する不満の高い地区が多い。住環境の総合評価でも<日吉>が最も悪く65%が不満としている。次いで<板深>で40%、以下<梅木、日吉、松原>の順で、<松原>は20%となっている。

住宅、住環境とも不満の少ないのは<松原>で、<日吉>では住環境に、<板深>では住宅に不満が多い。<台町、梅木>は住宅・住環境とも中間的な位置にある。これらは居住者の住宅改善に対する志向性を左右するひとつの要因となろう。図は略す。

(7) 住宅改善の志向性

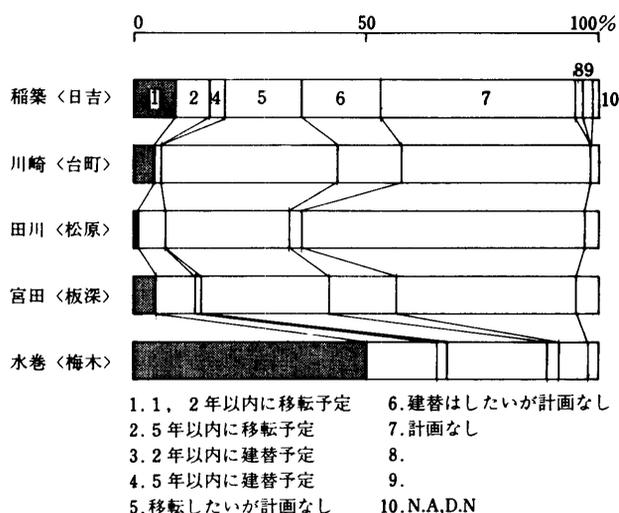
現住宅は以上のように総じて老朽化し、特に若い世代においてこれに対する不満が高く、改善意欲が高い。その改善の方向についてはいくつかの選択がある。ここでは形式として移転と現地自力建替えを、志向性として予定及び希望をクロスさせて住みかえについて設問した。図II-15がその結果である。

<梅木>に於てはすでに改良入居が抽選によって行なわれており移転予定が多い。しかし3割程度は積極的に移転する意志はなく改良の最終段階まで住み続けようという態度である。その他の地区では<日吉>が持家で入居者の出入りが比較的多く、やや改善予定が高くなっている程度である。移転理由としては老朽化、設備が悪いなどで、移転予定住宅は改良、公営住宅である。移転予定者のうち17%程度が持家となっている。移転地は現在位置近く45%、同一町村内29%である。

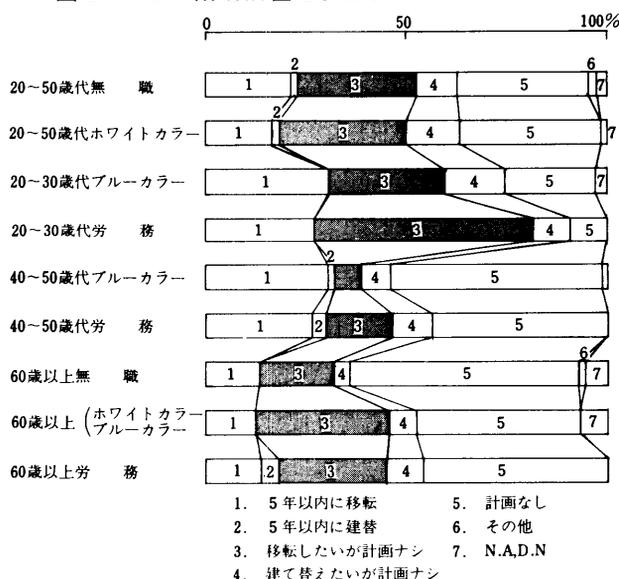
移転希望者(移転はしたいが計画なし)は各地区とも多く<台町>で38%、<松原、板深、梅木>で20%台である。持家化している<日吉>でも16%ある。また建替え希望は<日吉、板深、台町>で15%程度となる。

移転も建替えも希望しない者は<松原>に最も多い。先の住宅評価が良く、中には百万円以上かけて増改築を実施している住戸もあり、このような結果となっている。老朽度や不満では似た傾向を示した<日吉>と<板深>では所有関係の違いがありながら、住宅改善の志向にもよく似た傾向を示している。

図II-15 住宅改善計画



図II-16 階層別住宅改善計画

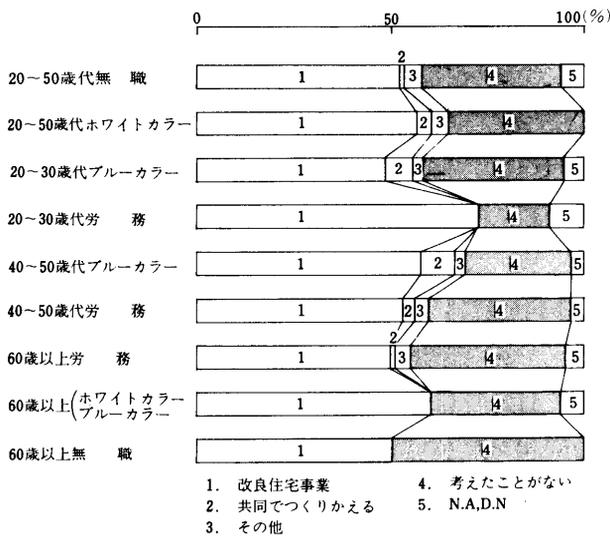


移転希望のない理由として家賃増加など経済的負担をあげるものが50%、住みなれて満足というものが23%である。特に図II-16にみるように老世代に移転希望なしが多い。ここでも同世代の職業階層による差はあまりないのは、いずれの階層にしろ自力改善の可能性のある者は非常に限られていること、また個人的なレベルでの現地建替えでは根本的な住環境改善にならない状況にあることにあると思われる。

(8) 地区改良に対する態度

炭住団地の状況が以上のように個別改良では限界があり、いずれの調査対象団地も「地区改良」に対して関心もたれている。そこでこれまで地区改良についてどう考えていたかについて設問した。図II-17のような結果を得た。<日吉、松原>では5割、<台町>で6割、<板深、梅木>では7割程度の方が地区改良すなわち「炭住改良事業」の是非について考えていた。具体的に自分の

図 II - 17 階層別地区改良の考え方



街区を改良することについての賛否をみると、上記より2割程度少ない人々が「賛成」とし、「条件付賛成」は各地区4割強となっている。

地区改良に関する態度は世代・階層によって若干の差が認められよう。これについてみたのが図 II - 18であるが、20～30才代の労務層がかなりはっきりした態度をみせ、逆に60才以上の無職層にあまりな態度が認められる程度で、明確には捉えられなかった。

改良を公営一本に限定せず、「持家分譲」制を検討すべきだという声が市町村で強いので、これについて意向をきいてみた。〈台町、板深、梅木〉では6割程度、〈日吉、松原〉では4割程度の希望がある。これはあくまで希望で、いわゆる払い下げ的な発想も含まれている。そこで、現実に月額負担金として2万円以上支払い可能者に限ってみると20%となる。居住者の15～20%が持家分譲制度に対応可能な階層とみることができる。ただしこの中には世帯主年令60才以上の者も含まれているので、後継者を含めた制度上の検討が必要とされよう。金融公庫の貸付対象世代である20～30才代の有職者に限れば、その30%が分譲を希望しかつ月額2万円以上の支払いを可能としている者である。

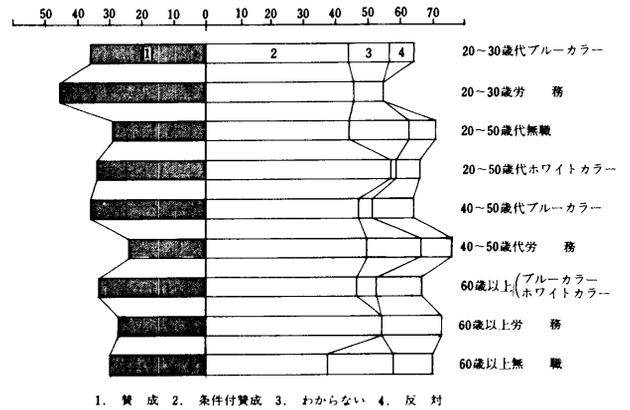
4 再編整備からみた炭住団地の類型

本節では昭和43年度および52年度福岡県炭鉱住宅実態調査から筑豊地域の炭住の団地単位での動向を分析し、再編整備という視点から類型化する方法についてまとめる。

(1) 都市圏設定

建設省の地方生活圏区分では筑豊は1圏域となっているが、この地域はいくつかの盆地にわかれており、住民の通勤・通学からみた生活圏単位は、直方、飯塚、田川の各市を中心都市とする3圏域となっている。これは自

図 II - 18 階層別の地区改良の賛否



治省の広域市町村圏の区分とおよそ一致する。また中間市、遠賀郡は今日では北九州大都市圏に属するが、かつては遠賀川水系の産炭地として筑豊との結びつきが強く、炭住問題としても切りはなせない点が多い。

以下の分析で上記4都市圏を単位として考察する。各圏に属する市郡は次のとおりである。

- 中遠地区—中間市、遠賀郡4町 略称〈中〉 27団地
- 嘉飯地区—飯塚、山田市、嘉穂郡8町〈飯〉 97団地
- 直方地区—直方市、鞍手郡4町 略称〈直〉 36団地
- 田川地区—田川市、田川郡9町 略称〈田〉 109団地

(2) 団地の立地と規模からみた類型

再編整備という点からみれば炭住が都市圏のどの位置にどの程度の規模であり、これを再開発すれば、将来の都市圏のマスタープランからみて有用な住宅ストックとして活用しうるかという判断がまず必要である。これが第一段階の類型区分軸であろう。そこで団地規模を4段階に、都市圏の中心都市駅よりの距離を3段階にわけ、これをクロスさせてみたのが表 II - 4である。

全団地269のうち50戸以下の小規模団地が53%であるが、そのうち中心駅までの距離が3Km以内で一般にDID地区内か、これに隣接して立地条件のよいものが半数である。逆に駅より7.5Km以上の遠郊地小規模団地(中小鉱のものが多い)が約8%程度ある。この類型は再編するより中心地区へ移転統合の対象となる団地である。3～7.5Kmの団地については他の開発条件と合わせてみる必要がある。

中規模団地(50～200戸未満)は全体の35%である。このうち駅より3Km以内のものが6割である。反対に7.5Km以上の位置にあるものが13団地、全体の約5%程度ある。この類型が開発の適否の判断に際して条件的に最も複雑な団地である。

大規模団地は、大部分が駅より3Km以内でそれ自身が中心都市のDID地区の構成要素となっており、都市計画上再開発の必要性の高いものが多い。市町村財政面での限界や、持家化して再開発困難なものを除けば早期に再

表Ⅱ-4 炭住団地の規模と中心都市駅よりの距離による分類

戸数 距離	小規模 (50戸未満)			中規模 (50~200戸未満)			大規模 (200戸 ~500戸)		特大規模 500戸以上	合計
	~ 3 Km	3~7.5Km	7.5~Km	~ 3 Km	3~7.5Km	7.5Km~	~ 3 Km	3 Km~		
中 遠	4 14.8	1 3.7	2 7.4	10 37.0	0 0	3 11.1	7 25.9	0 0	0 0	27 100.0
嘉 飯	24 24.7	15 15.5	10 10.3	19 19.6	11 11.3	10 10.3	4 4.1	2 2.1	2 2.1	97 100.0
直 鞍	6 16.7	13 36.1	0 0	6 16.7	4 11.1	0 0	1 2.8	2 5.6	4 11.1	36 100.0
田 川	33 30.3	27 24.8	8 7.3	20 18.3	11 10.1	0 0	6 5.5	0 0	4 3.7	109 100.0
合 計	67 24.9	56 20.8	20 7.4	55 20.4	26 9.7	13 4.8	18 6.7	4 1.5	10 3.7	269 100.0

上：実数、下%

表Ⅱ-5 炭住団地の所有形態による区分

持家化率	旧 大 手 炭 鉱				旧 中 小 炭 鉱				合計	中心都市 (対象)
	~ 20%~	80%~	100%		~ 20%~	80%~	100%			
中 遠	8 29.6	3 11.1	4 14.8	1 3.7	1 3.7	1 3.7	6 22.2	3 11.1	27 100.0	中間市 (水巻町)
嘉 飯	17 17.5	7 7.2	12 12.4	12 12.4	8 8.2	14 14.4	8 8.2	19 19.6	97 100.0	飯塚市 (稲築町)
直 鞍	10 27.8	0 0	1 2.8	5 13.9	10 27.8	4 11.1	0 0	6 16.7	36 100.0	直方市 (宮田町)
田 川	28 25.7	5 4.6	1 0.9	30 27.5	21 19.3	5 4.6	5 4.6	14 12.8	109 100.0	田川市 (川崎町)
合 計	63 23.4	15 5.6	18 6.7	48 17.8	40 14.9	24 8.9	19 7.1	42 15.6	269 100.0	筑 豊 全 域

上：実数、下%

編されるべきところであり現制度でも充分対応できる部分である。

500戸以上の特大規模団地については全団地の4%弱であるが戸数は8600戸で全筑豊炭住数の32%を占めている。再開発するには市町村レベルでは財政、管理上の負担が大きすぎ再編の必要性は当然高いが手をつけられないというところである。

(3) 住宅の所有関係からみた類型

前項の軸は再編の必要性の判断軸であるが、この点で再編の適地とされても、住宅が持家化しているところでは権利関係が複雑で計画推進上の障害となっている。そこで再編の可能性の判断軸として住宅の所有関係が重要な要素となる。§2で述べたように現住宅の所有関係は閉山後の旧炭鉱会社の対応により決定づけられている。

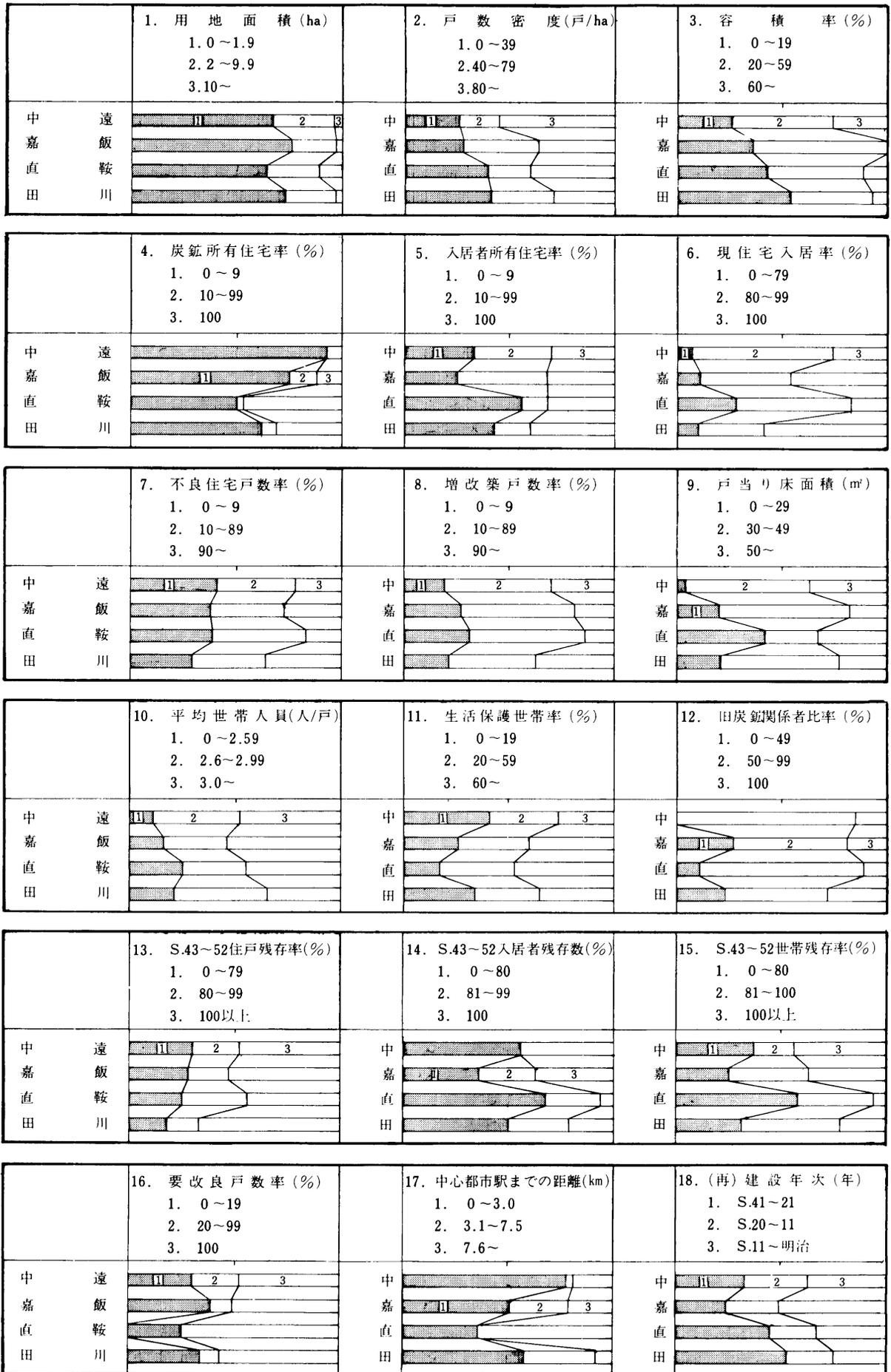
可能性の判断軸として旧炭鉱の大手、中小の別と現住

宅の持家化率を4段階にわけクロスさせてみたのが表Ⅱ-5である。

まず大手炭鉱関係の団地が54%である。このうちすでに払い下げなどによって100%入居者の持家となっているものが18%である。この類型で立地条件の良い団地では住宅を建て替えているケース(中間市中牟田地区など)もあって地区ぐるみの再編はむづかしい。別の土地区画を用意して持家分譲制度などによって住宅を間引きし、一戸あたりの敷地面積を増加させるなどの方策がとられているが、地区の骨格が旧炭住のまま残されてしまうこと、下水などの生活環境施設の整備ができないなどの問題を残している。

一方持家化率20%以下のものは大半が旧炭鉱およびその関連会社の所有であると考えてよい。この類型については再編整備推進上の可能性は権利が一元化しているだけに高いといえる。

図Ⅱ-20 広域圏別炭住団地類型指標



中小鉱関係は46%であるが、持家比率は大手にくらべやや高い。とくに20～99%といった部分については閉山後、土地と建物の権利関係が別々に移転し、登記上の混乱さえ生じている。(穎田町小峠地区の例—文献1) 持家化率20%以下の40団地のうち90%以上の住宅が旧炭鉱会社所有のものは19団地と半数以下で、団地そのものが別の所有者に移行しているものもある。

総じて中小鉱の炭住は建設後の維持管理がわるく、閉山後も自己補修能力が低いため、建設年次の新しいものでも、大手の戦前の炭住より老朽化していて(前節、日吉と松原の比較)再編の必要性は高いがその可能性は大手より低いといえる。

(4) 再編整備からみた炭住団地の類型

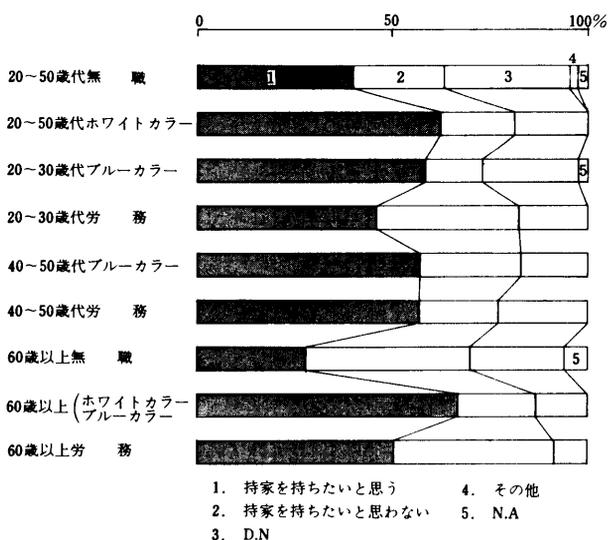
第一の類型軸は団地規模や立地条件のほか、住宅の老朽度や空家率など改良の緊急度を加味した「再編必要度」を判定する指標である。第二の軸は住宅と土地の権利関係を基軸に、地形や戸数密度など空間条件を加味した「再

編可能性」の判断のための指標である。これらは個別の団地再編の優先順位の判定や、筑豊の269団地を対象としたマクロな炭住改良の行政需要量の把握に際しても有効である。

そこで269炭住団地につき図Ⅱ-20に示す18指標につき数量化した。本報告には充分まとめきれなかった。ここでは都市圏単位の各指標の単純集計によって一般的傾向を示すにとどめる。

前2項でのべた規模と立地条件および所有関係をクロス集計したのが図Ⅱ-21である。再編整備からみた炭住団地の類型区分として今日の段階ではこの図によってまとめたい。

図Ⅱ-19 階層別持家率の分類



図Ⅱ-21 炭住団地の類型

		小規模(50戸以下)		中規模(50～200戸)			大規模(200～500戸)		特大500戸以上
		3km未満	3km以上7.5km未満	7.5km以上	3km未満	3km以上7.5km未満	7.5km以上	3km未満	
大手炭鉱	20%以下	■	■	■	■	■	■	■	■
	20～80%	■	■	■	■	■	■	■	■
	80～99%	■	■	■	■	■	■	■	■
	100%	■	■	■	■	■	■	■	■
中小炭鉱	20%以下	■	■	■	■	■	■	■	■
	20～80%	■	■	■	■	■	■	■	■
	80～99%	■	■	■	■	■	■	■	■
	100%	■	■	■	■	■	■	■	■
TOTAL	67	56	20	55	26	13	18	4	10

第Ⅲ章 炭鉱住宅再編整備の課題

はじめに

炭鉱住宅は、歴史的には企業の手によってその生産施設の一部として建設が繰返されて来たものであり、戦後は国策によって政府の手により建設が行われて来た。そして、いつの時代に於てもその建設目的は労働力の確保という点だけに最大の関心が払われ、その限りに於て、炭鉱労働者の“安住の場”としての配慮は見られず、一貫して低質住宅のままであった。

そして、国のエネルギー政策の転換と共に石炭産業は崩壊し、炭住はその低質性、居住者の生活破壊と共に産炭地に取り残されることとなった。

現在では概ね、自力では炭住外に転出する事も、建て替える事も出来なくなった、言わば滞留せざるを得ない人々が炭住に残る状況にあり、現炭住居住者は自力でなんとか住める程度に、その住宅を補修せざるを得ない状況となっている。しかし、現実にはそれも粗末でその場しのぎのものに過ぎない。そこで、結局は地方公共団体による公的手段がこのクリアランスには最も実効性があるという事になる。現在の住環境整備に関しては、①『住宅地区改良事業』、②『小集落地区改良事業』、③『住環境整備モデル事業』、④『小規模炭住地区改良事業』、⑤『ウタリ対策の住宅改良事業に準ずる事業』、⑥『災害危険住宅地の整備事業』等の手法がある。このうち⑤は特定地域、⑥は大都市地域対象である為、①～④の手法が炭住クリアランス向けとなるが、この中でも②は同和地区の炭住対策に適用出来るだけで一般性は無く、③は修復に力が置かれる事、④は採択規準が厳しい事から、専ら①の『住宅地区改良事業』による建替えが、炭住地区に対して適用される事となっている。

九州に於て、炭住改良に『住宅地区改良事業』が初めて適用されたのは筑豊、穂波町の平恒団地 50 戸であり、昭和 42 年から 43 年にかけて事業が行われた。しかし昭和 50 年までは水巻町約 1,100 戸の他には、川崎町 (572 戸)、飯塚市 (444 戸) に於けるものが目立つ程度で、他の筑豊自治体の取組にはにぶいものがあった。

これは、同事業が都市スラム対策として出されたものであり、後述する様に、産炭地域に直接には結びつき難い側面を有するのが主因であり、現在、当該自治体に於ては炭住対策用の新法の獲得が当面の課題となっている。しかし一方、炭住の老朽化は年ごとに進行しているものであり、昭和 50 年以降、問題を抱えながら、多くの自治体が同事業の施行に活発に取り組み出している状況にある。

ところで、我国は諸外国に比べて給与住宅の占める位置が大きいとされて来た。これら給与住宅は、これを所有する企業の崩壊によって、その居住者とともに社会に投げ出される恐れが極めて強い。高度経済成長期が終り、先行不安材料山積みの経済環境の中で、炭鉱住宅問題と類似した給与住宅問題が他地域で発生する可能性は皆無とは言えない。

本章は、炭住の再編・整備の課題と方針を探る事を目的とするものであり、改良住宅居住者の問題、改良事業の問題を整理するなかで、今後の炭住再編整備の課題をまとめるものである。ここで探る課題は、現在から将来にわたって同様の問題が発生したり、現に、その様な問題を抱えている地域に敷衍出来る内容を、とくに住宅計画史上の知見として数多く含んでいるように思われる。

1. 改良住宅居住者の生活実態と改良評価

田川市の大藪団地、平和団地及び水巻町の高松団地を対象に選び、住宅及び環境の評価、住まい方、移転計画について聞く事とした。各地区の概要は次のとおりである。

る。

〔大藪団地〕

田川市の 2 つの中心市街地である後藤寺と伊田の中間点にあり、D I D 内である。また国道 201 号線も程近く、各種地域施設及び交通の利便度は高い。この位置にあった三井田川鉱所属の炭住約 500 戸 (S.52 時点) をクリアランスして建設が進められ、現在 292 戸の完成を見ている。田川市の方針として D I D 内の改良は中層主体で行うという事から、住戸形式は 5 F フラット、3 D K (6, 4.5, 4.5, D K) 53.04 m² である。この中から 2 棟 50 戸を選び調査表を配布し、96% の回収率であった。

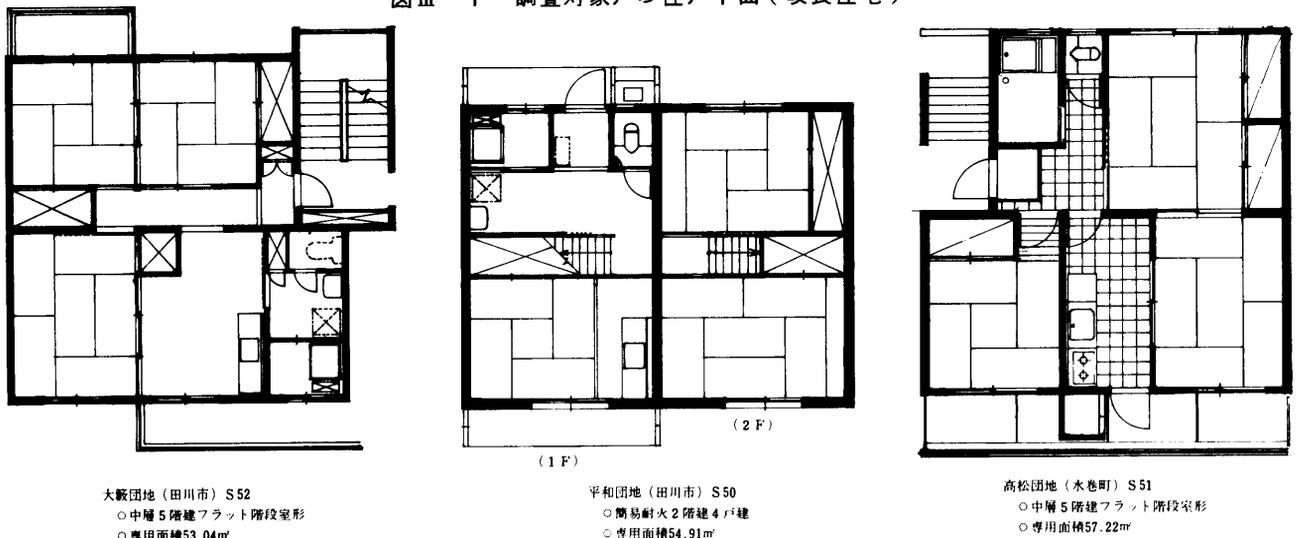
〔平和団地〕

田川市の南端に位置し、周囲は農村及び他の炭住団地である。日用品店舗及び医療施設は近くに在るが、それ以外の地域施設利用にはやや不便である。ここは中小規模炭鉱の炭住が約 50 戸残存していたものを、昭和 53 年に改良事業によって建替えたものである。住戸形式は簡易二階建 3 K (1 F : 4.5, K, 2 F : 6, 4.5) 54.91 m² である。全住戸数は 50 戸であるが、ここでは、将来の世帯分離までを見込んだ 2 戸借を認められた世帯が 10 世帯もある為、有効配布数は 38 で有効回収数は 31、回収率 82% であった。

〔高松団地〕

北九州市八幡西区に連担する当町は、約 10 年前までは炭住が全町内住宅の半数以上を占めていたが、北九州市のベッドタウン化を見越して炭住を除却した跡地に公団住宅が分譲分を含んで約 1,100 戸建設された事、筑豊最も精力的に改良住宅建設に力を注いだ事から、町の景観を一新してしまった。高松団地は直線距離で町の中心街区まで約 1.5 Km、北九州市八幡西区折尾まで約 2 Km であり、生活上の利便度は概して高い。ここでは昭和 49 年より、旧日炭高松鉱の炭住を除却して改良事業が進捗

図 III-1 調査対象戸の住戸平面 (改良住宅)



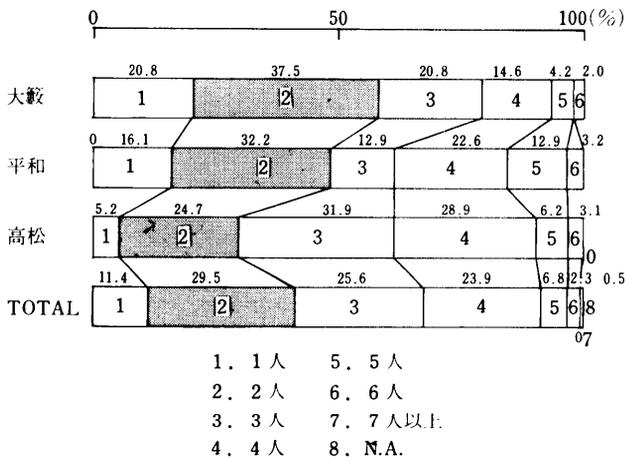
中であり、55年までに5Fフラット22棟を738戸建設の予定である。調査対象としたのは昭和51年度に建設されたものについてであり、プランは3K(6, 6, 4.5, K) 57.22m²である。有効配布数110、有効回収数97、回収率88.2%であった。

(1) 家族構成

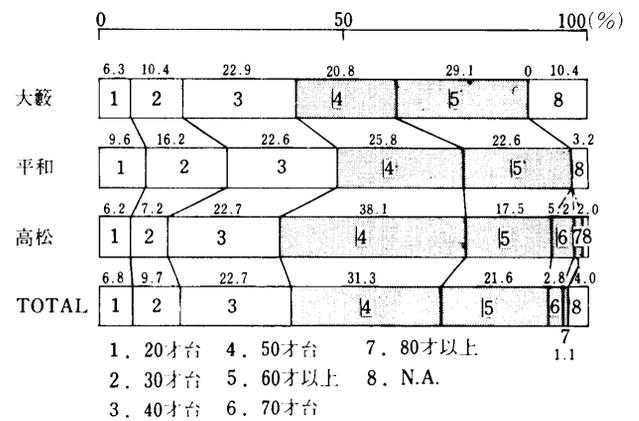
世帯人数については大藪と高松は4人までで9割を超え、平和坑では5人家族の占める割合が高い。また2人世帯が多く、特に田川市の大藪、平和については、1人

族という事で、長子18才以下の家族を見ると大藪、平和はそれぞれ20.8%、19.3%である一方、高松については24.6%と前二者よりはやや高い比率を示すが、いずれも極めて低い値であり、田川市に限らず高松に於ても、老夫婦世帯、独居老人世帯の極めて多い団地と早晚なっていく可能性は高い。事実、世帯主年令でみると(図Ⅲ-4)、50才台以上世帯主の占める割合は、高松(62.7%)、平和(49.9%)、大藪(48.3%)の順となっており、いずれも高い割合となっている。

図Ⅲ-2 世帯人数

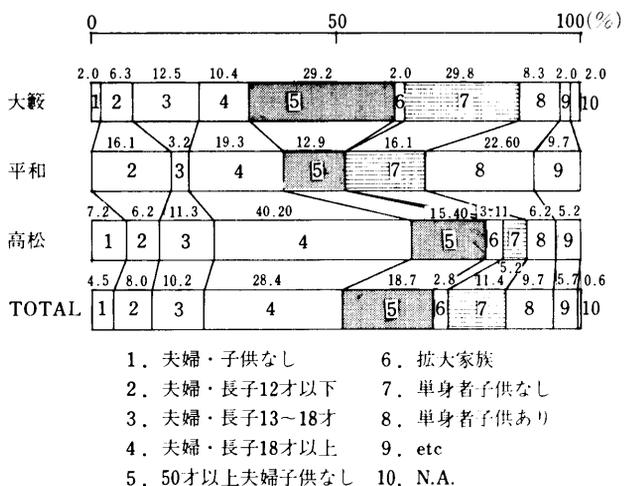


図Ⅲ-4 世帯主年令

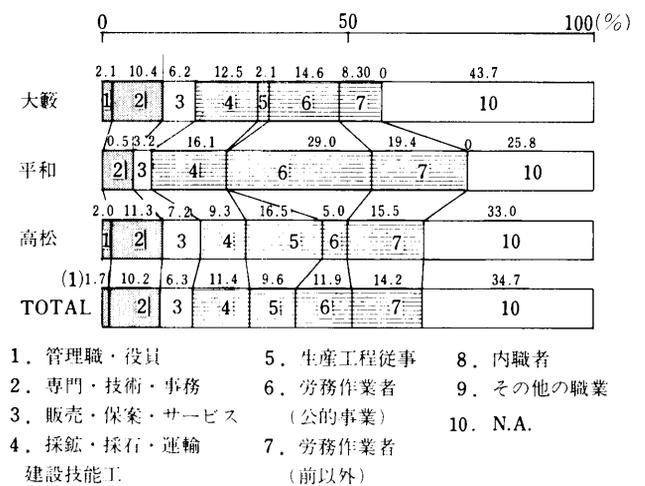


世帯の割合も大きい。図Ⅲ-3は家族型を示すが、核家族率は大藪60.4%、平和51.5%と田川の2地区について極めて低く、反面、1人家族と欠損家族が多い。特

図Ⅲ-3 家族型



図Ⅲ-5 世帯主職業

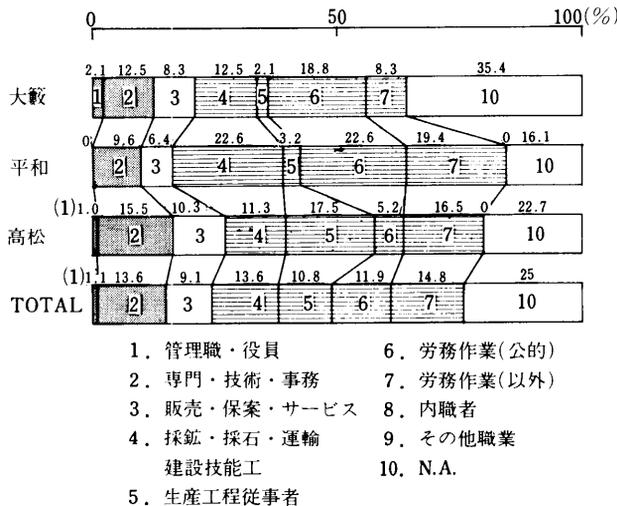


に、平和では欠損家族が22.6%という異常な高さを示している。1人家族のほとんどは老人世帯であり、結局田川市では高齢及び生活破壊の為に炭住滞留層が多い傾向にある事が当然の事ながら、そのまま改良住宅居住者についてもあてはまると言える。北九州市に隣接している点でも、田川市よりも就業機会の多い水巻町高松の核家族率は8割を越えている。しかし、再生産可能な核家

(2) 職業・収入

図Ⅲ-5は世帯主職業を示す。この図の場合、N.A.はほぼ無職と見なして良いが、世帯主が無職である家庭が極めて多い。またホワイトカラー層が少なく、労務作業者の比率が高く、概して世帯主の稼働能力は低い。主な働き手の職業については、図Ⅲ-6に示す如くである。このN.A.は、ほぼその家庭に有職者のいない事を示している。全体の1/4の家庭には有職者がいないという事であり、特に大藪では全体の35%に有職者が欠けている。これは家族型の古さに見合っているとは言え、極めて高率な値である。これについてもホワイトカラー層が少なく(全体で14.7%)、ブルーカラー層が多い(全体で

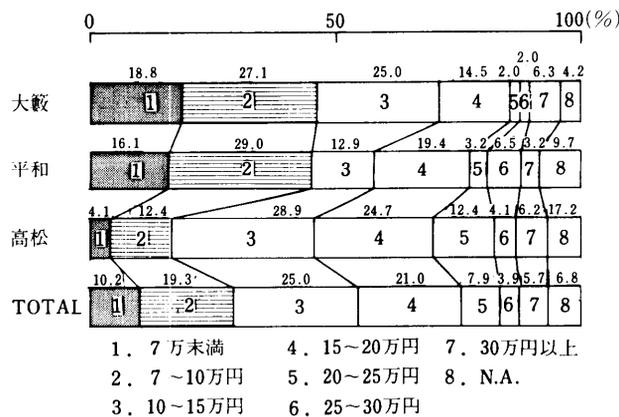
図Ⅲ-6 主な働き手職業



50.9%)。高松について世帯主、主な働き手共に生産工程従事者が多いのは、北九州市に隣接する為である。主な働き手の勤務先は大藪の65.8%、平和の77.8%が同一市町内(田川市)であるのに対して、高松では同一市町内(水巻町)が39.7%に過ぎず、その多くが北九州へ出ている。

次に、世帯収入であるが、田川の2地区については月収10万円未満の低所得者層が極めて多く(大藪45.9%、平和45.1%)、高松(16.5%)と大きな開きを見せている(図Ⅲ-7)。しかし、生保世帯数は他の炭住団地よりは少なく、大藪6.2%、平和3.2%、高松4.1%である。

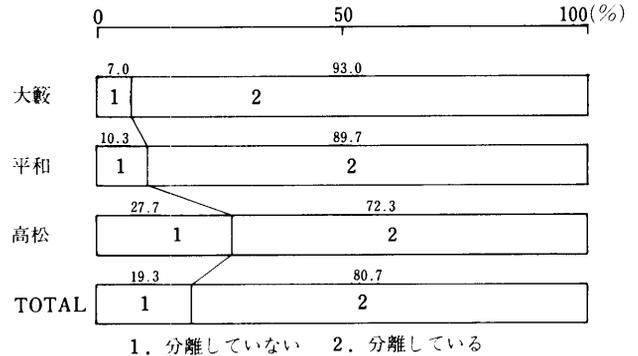
図Ⅲ-7 世帯収入



(3) 住まい方

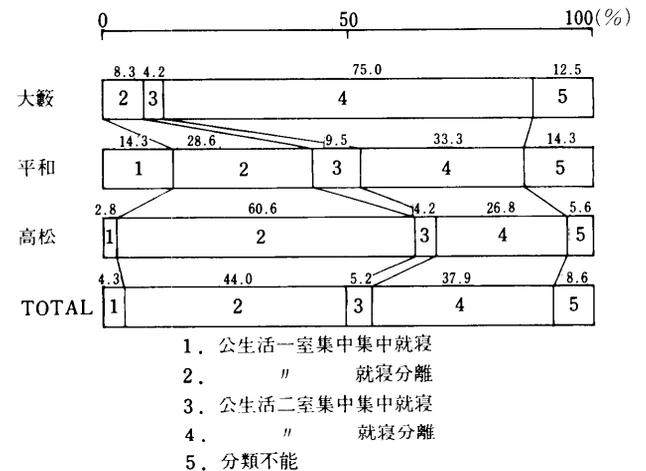
食寝分離を果している世帯はN.A.を除いて全体で8割強であり、一応評価し得る(図Ⅲ-8)。しかし、大藪の分離型は93%であるのに対して、同じフラットの高松は72.3%とやや下る。大藪に世帯人員の少ない家族が多い事を差引いても3DK型と3K型の差異は大きい。平和は簡易2階建3K型であるが、2戸借りが多い為、分離型は89.7%を示した。

図Ⅲ-8 食寝分離(N.A.を除く)



次に居間の利用型を見る(図Ⅲ-9)。ここでは夫婦と単身者の世帯を除く。大藪はDKを含む為2公室確保が円滑に進み、公生活2室集中就寝分離型が3/4を占める。これに対してK型の高松は1公室に限定される傾向が強く、家族数が少ない場合に公生活2室集中就寝分離が可能となる。平和では就寝分離だけを取ると61.9%であるが、公室は2層の為に限定性が強いと考えられる割には1室に集中していない。2戸借りが多い為の結果であろう。

図Ⅲ-9 居間の型(夫婦と単身者を除く)



(4) 現住宅の評価

住宅に関して最も不満を感じている点は、3地区とも広さに関する点が1位となっている。次いで大藪では庭の無い事、平和では2階建で生活が2層分離している点、高松ではKの狭さから来る台所設備及び庭の無い事となる(図Ⅲ-10)。前住宅(炭住)と比較して現住宅の満足出来る点を問うと(図Ⅲ-11)、どの地区も第1位選択が「新しい家になった」という点であり、他の選択は少ない。強いて言えば、大藪が「広さ・独立性」、平和が「耐久性」、高松が「設備」と「耐久性」である。結局、住宅更新という点だけが評価され、住宅の質に関する点での居住者の支持は低い。図Ⅲ-12は住宅の総合評価である。満足度が高いのは大藪、平和、高松の順となり、不満度は平和、高松、大藪の順となるが、いずれに

しても高い評価が得られている訳では無い。高松に関しては不満の方が満足度よりも高い結果となっている。

次に、移転希望を問うと全体では35.2%の人が移転希望を有し、また具体的に予定している人は6.8%である(図Ⅲ-13)。移転希望理由は狭さを指摘する者が多く(図Ⅲ-14)、希望住宅は持家(図Ⅲ-15)となる。しかし、移転希望者の中で具体的な計画を持っている者が半分以下である。地区別では、高松に於て具体的に動

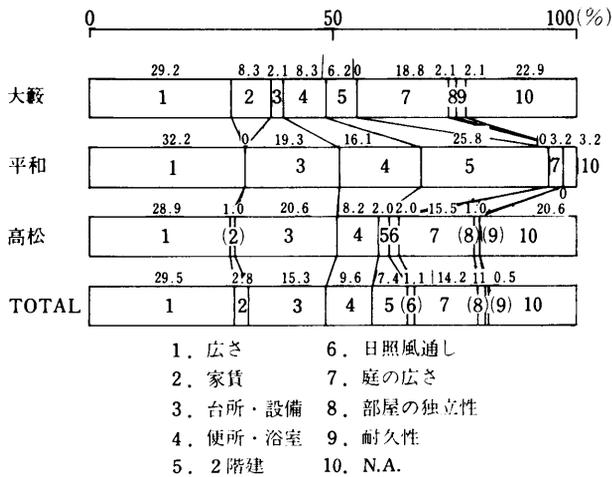
いている人が田川の2地区に比して多い(図Ⅲ-16)。

2. 住宅改良事業の問題点

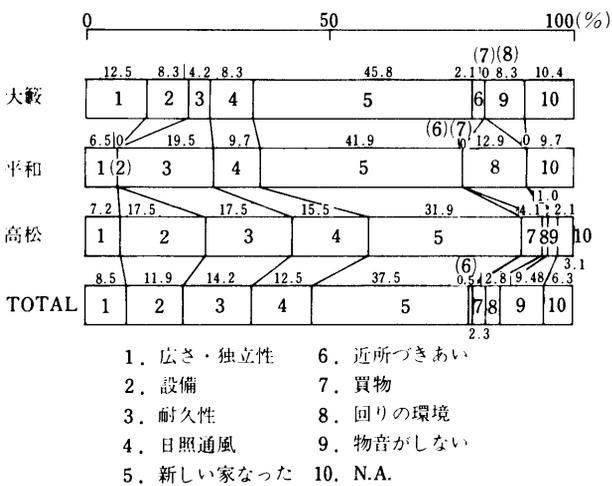
前述した様に、九州に於いて「住宅地区改良法」による炭住改良事業は昭和42年より開始されたが、中でも上記水巻町と田川郡川崎町の取り組みには目覚しいものがあつた。

水巻町は、北九州市に連担するところから県の積極的

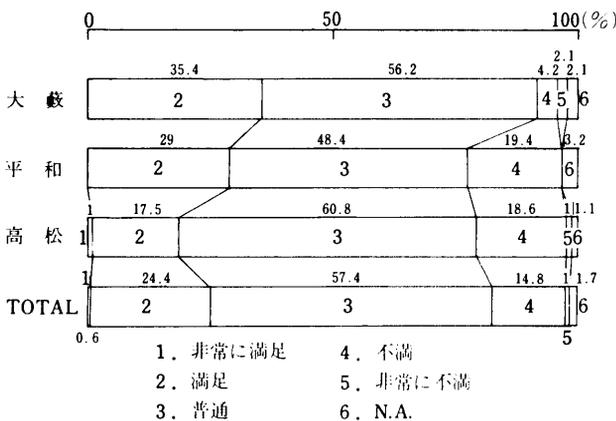
図Ⅲ-10 住宅に関する不満(1位選択)



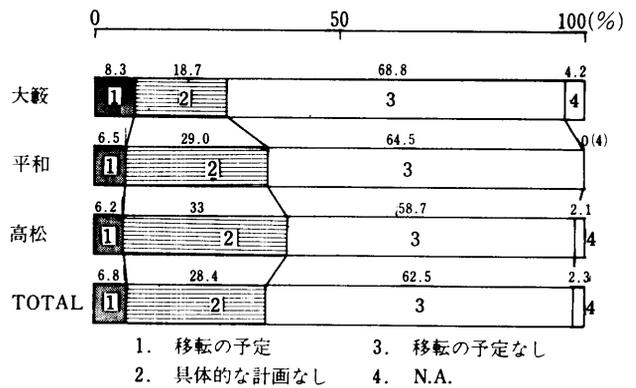
図Ⅲ-11 前住宅と比較した現住宅の満足度(第1位選択)



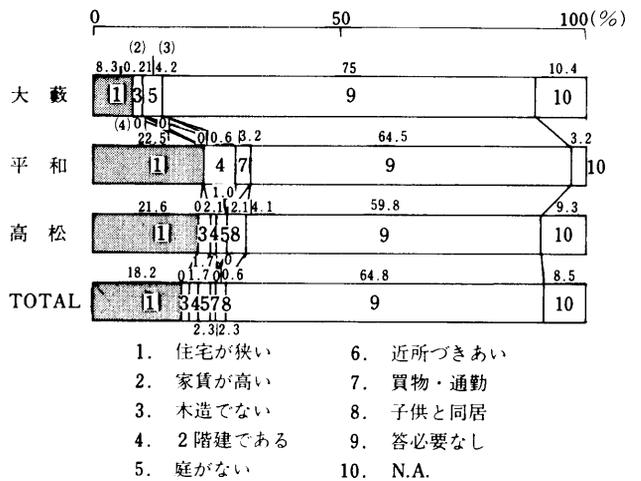
図Ⅲ-12 住宅の総合評価



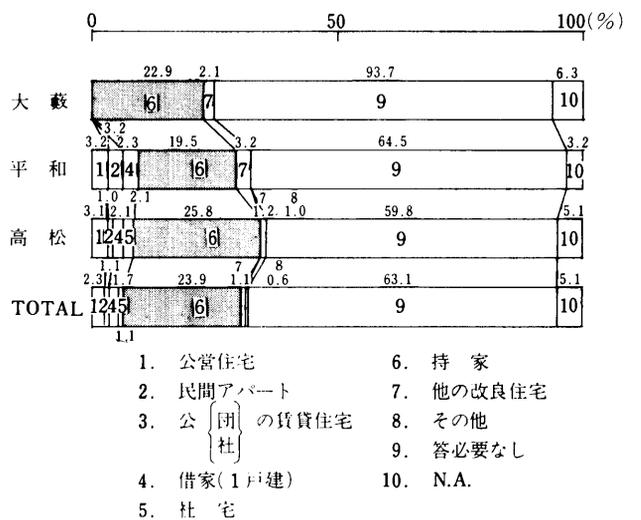
図Ⅲ-13 移転希望



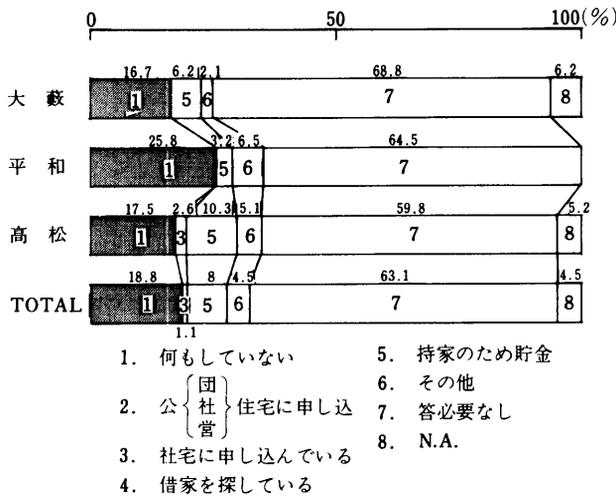
図Ⅲ-14 移転希望理由



図Ⅲ-15 移転希望住宅



図Ⅲ-16 移転準備



な支持が、川崎町では暗い産炭地のイメージを炭住改良によって払拭したいという町当局者の積極的な姿勢があった為である。しかし、他の市町村では飯塚市の他は、多くても100~200戸程度(8市町)であり、昭和50年までに計3,917戸が改良住宅に更新されたに止まった。昭和43年の炭住調査では、筑豊に約43,600戸の炭住が残存し、その約45%にあたる19,800戸が「要大修理+修理不能」と判定された事と併せ考えると、同事業の適用実績は芳しいものでは無かったと言える。これは、同事業を施行する上で大きく3つの問題点がある為と考えられる。

その第一は、筑豊各自治体の財政が逼迫している事を因とするものである。現在、炭住改良には補助率(2/3)のカサ上げ、臨時交付金等国庫補助が認められる様になった事、起債率もアップ出来るようになった事から、財政負担は軽くなり、以前よりも、また他の改良事業よりも余程事業をやり易い環境となって来ている。しかし、低所得者層の多い炭住改良では、起債分を大きく下回る極端な政策家賃を導入せざるを得なく、ひいては、財政を一層硬直化させる原因ともなる(M町の場合、公営二種住宅の家賃が平均20,000~25,000円であるのに対して、同時期に建設された改良住宅の家賃は9,000~14,000円に止まっている)。財政上の問題に見通しがついた場合、第二に、現炭住の所有関係から来る問題に直面しなければならない。元来、給与住宅であった炭住は石炭産業崩壊後所有関係が変化し、持家に転換されたものが昭和52年で約半分(49.3%)を占めるに至った。この持家化したものについては改良住宅が借家となる事から、所有権の移転に対して拒絶反応を示す例が非常に多い。また同一団地で持家、借家の入り混じった団地もあり、これについては権利関係の錯綜から、住民間の意見統一が甚だ困難となっている。また、炭住を借家として保有するもの(旧炭鉱企業のみならず個人の例も多し)や、土地だけを有するものについては、土地又は建物を

保有する事だけを目的とするものが中にあり、それらについては炭住の建て替え、整備に無関心であるばかりでなく、事業に協力を示さないといった問題も生じている。その第三は、同法が50戸以上を対象とするものであるのに対して、50戸未満の小規模炭住団地が筑豊に155団地3,683戸存在しており、これらが対象外に外れてしまう事である。小規模なものは旧中小系のものが殆んどであり、それなりに住宅・環境とも劣悪なものも多く、改良の緊急度は高い。昭和53年度より、小規模炭住地区整備事業によって30戸以上と規準は広げられたが、これは採択要件が一層厳しいものである事(不良住宅率が住宅地区改良事業で80%にあるのに対して90%)、及びそれでも尚、107団地1,776戸は欠落してしまう事が問題となっている。

以上が直接的には行政の取り組みを不活発にしている要因である。しかし、この事業を施行した場合にも、居住地整備面や住宅行政面からの問題が生じている。

居住地整備面よりの問題点は次の様なものである。

先づ第一に、同事業が現地建替え主義を基調にしている事から、必ずしも地域の土地利用計画と整合しない事、第二に、二種公営住宅の規準で床面積が決定される為、床面積が狭小で、地域の良好なストック住宅となり得ない事(現に、昭和45年前後に建設されたものについて再改良が考えられつつある)、第三に、供給される住宅が簡易耐火二階建若しくは中層フラットが主体であり、高齢者や身障者の多い炭住改良では多分に問題がある事。第四に、住宅建替えに関する財政負担軽減措置はとられているものの、生活環境施設の整備については措置に立ち遅れが見られ、結果として生活環境整備が立遅れる事等である。

住宅行政面から見ると、その問題は第一に、市町村レベル自治体が過大な公営住宅を保有する様になると、その管理に経費の増大、職員の確保と負担増が強いられる事になり、同時に末端の住宅行政が住宅管理だけに止まってしまう恐れが多分に出ている事である。第二に、建設する住宅の床面積が年次別規模増する為、古い改良住宅居住者に不満が発生し、問題となっている事、第三に、住宅が狭小な為に居住者が増築を行い、住環境が再び急速に悪化する事である。また第四に、数千に及ぶ炭住再編を考えねばならない自治体に比べて、多くても500戸程度の再編で終了するところでは、同じ改良事業を実施しても住戸形式や生活関連施設にゆとりをもって対処出来ることから、両者間に隔差が生じ、居住者に不満が発生する事である。

以上の様な諸問題を抱えつつも、表Ⅲ-1に見る様に50年以降再び住宅改良事業の適用が増加しつつある。これは同事業による財政負担が軽減されて来た事にもよるが、何と云っても老朽度が限界に達してきた事、三全

表Ⅲ－１ 筑豊における炭住改良の推移

	S41 以前	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	計
水巻町	-	-	-	228	120	184	58	102	256	150	130	158	190	1,576
宮田町	-	-	-	-	-	-	53	51	-	54	-	-	-	158
桶狭町	-	-	-	-	-	30	42	18	12	12	-	-	-	114
川崎町	-	-	-	-	200	150	50	86	52	30	42	40	60	710
田川市	-	-	-	-	-	-	-	44	20	16	70	160	202	512
筑豊計	-	30	38	476	511	805	621	432	416	342	354	497	769	3,070 5,219

総を迎えて、また、工業の受皿作りに生活環境整備が不可欠であるという認識が一般化されて来た事が大きく、その際、同事業が現行法制度のもとでは、最も実効性が高いからに他ならない。

3. 炭住再編整備の視点と課題

国の急激なエネルギー政策の転換後、政府主導による産炭地域振興政策が打ち出されたが、その主政策は工業開発に重点が置かれ、生活環境整備に関わる施策の内容は乏しいものであった。工業開発の成功は、雇用の拡大、地域経済の再浮揚につながり、この事によって、貧困からの離脱及び炭住再編・整備を含めた生活環境の整備はかれるという考え方であった。

しかるに、筑豊の工業開発は期待された程には進まず、一方に於て、貧困層の生活破壊は進行し、特に炭住社会での矛盾が著しいものとなった。しかし、これに対しては生活保護政策、稼働能力者の他地域への職業紹介でその場がしのがれ、貧困層の生活再建や、地域福祉面での積極的な取り組みはなされなかった。

また一方で、炭住の質の悪化も深刻なものとなっていった。しかしこれについては、居住者自身による問題の消化と自治体により取り組みが期待されるに止まった。居住者自身の個人的住宅改良は、居住者が一般に低所得である事と、炭住が一般に長屋建である事から、限界は明らかであった。自治体による取り組みは、住宅地区改良事業によるものであったが、前述した様な諸々の問題がある上に、企業と国家の責任を地方公共団体が負う事に抵抗感があった為、活発化するに至らなかった。しかし昭和 50 年代に入り、先述したように炭住再編・整備の気運は高まって来たと言える。しかし、現行の法制度や実際の事業には問題が多い。それは、現在の事業が住宅の建替えのみに最大の関心を持つ為に、再編・整備へ向う基本的視点が欠落して来るせいであろう。炭住の再編、

表Ⅲ－２ 炭住再編・整備の課題

計画 スケール 計画カテゴリー		I 住 戸 (世帯)	II 地 区 (集落)	III 地 域 (市町村)
A	社会福祉論	<ul style="list-style-type: none"> 生活再建 →弱者優先の原則 貧困層 老人世帯 身障者世帯 福祉住宅 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉 →組織論 (ボランティア) →弱者を考慮した 環境整備 老人, 身障者福祉施設 	<ul style="list-style-type: none"> 社会開発論 就業機会の創造
B	居住地整備論	<ul style="list-style-type: none"> 住戸型の多様化 住戸規模の拡大 私権の制限 →炭住払い下げの禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境整備 コミュニティーの再編 →若者の残れる町づくり 炭住居住者以外も流入 出来る。 小規模集落の移転 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住宅整備計画との整合 鉱害復旧
	B ₁ 住宅需要論	<ul style="list-style-type: none"> 所有関係の調整 改良分譲 (希望者は入居者の 10~20%) →負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 開発方式の多様化 →民間開発の可能性 住戸メニューの多様化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住宅整備 ベッドタウン 住宅ストック
	B ₂ 住宅行政論	<ul style="list-style-type: none"> 計画のオープン化 住民参加の原則 政策家賃の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 国庫負担の原則 地方財政の軽減 炭住向新法の制定 住民組織の確立 地域リーダーの発掘 	<ul style="list-style-type: none"> 広域的配慮 事業組合
C	地域開発論	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ストック →可変型住宅 	<ul style="list-style-type: none"> 再編方式の多様化 →地区外移転の可能性 フォーマル集団の崩壊 土地所有者の権利制限 →土地は公共ストックとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済計画 →産業基礎の整備 工業誘致 土地利用計画との整合 →現地建替主義の克服 ニュータウン開発

整備に向けては、社会福祉論、居住地整備論、地域開発論がうまく噛合って転回して行かなければならない。

以下、炭住再編・整備へ向けて社会福祉論、居住地整備論、地域開発論から見た検討課題をまとめると表Ⅲ-2のようになる。紙面の都合で全てに言及する訳には行かないが、居住地整備論を軸に簡単に論じると、以下の如くなる。

① 供給される住戸規模を拡大すると共に、住戸形式の多様化をはかる。

改良住宅居住者の不満の1位は狭いという点であり、地域にとって良好なストック住宅となり得る為には、二種公営の規模を超えた面積の確保が必要である。可変型住戸プランの開発を行ない、面積増に対応する事も検討されて良い。また、老人・身障者世帯や、家族型、家族人数に応じた住戸形式を採用する必要がある。

② 生活環境整備に力を入れる。

現在の改良事業ではこの面が立遅れている。補助率のアップ、臨時交付金からの補助等が必要である。

③ 開発方式の多様化が検討されるべきである。

現在は改良事業が殆んど唯一の開発方式である。地域の実情に応じ、地方財政負担の軽減の為に、民間開発や公民協力が可能となる様な金融措置が講じられる必要がある。

④ 改良分譲の道を拓く。

現在入居者の10～20%は改良分譲の潜在的需要者である。改良分譲の道を拓くことは、この人々の要求に応えるとともに、自治体の負担を軽減する事にもなる。しかし、この為には長期低利を内容とする住宅金融融資制度等の施策が講じられる必要がある。

⑤ 多様な再編方式を検討する必要がある。

現在の改良事業では、事業のやり易さから現地建替えが原則である為、生活関連施設不備の炭住改良では、不便さがそのまま残される事になったり、行政的ムダが生じ易い。また、地域住宅整備計画、土地利用計画といった上位計画と必ずしも整合しない。集落移転や他地区炭住からの移住を可能とする様な再編方式も検討されて良い。また、住民構成の不自然さを避ける為、コミュニティ再編とからめた再編方式も検討されるべきである。

⑥ 広域的配慮を行なう。

現在のように、自治体が独自で互に連携の無い再編対策では、再編に取り組み易い自治体とそうでないところとで内容に差が生じ、住民の不満から次の計画が進まないという事態が生じる。自治体間の連帯がはかれる様な組織づくりと共に、事業組合方式による再編・整備の可能性も検討されて良い。

⑦ 政策家賃の維持・拡大につとめる。

低所得者層が多い炭住の再編によってもたらされる

公的借家に政策家賃は不可欠である。

⑧ 住民参加の原則が不可欠である。

問題対応の困難さから、応々にして自治体が住民に対して再編・整備後のイメージを具体的に提示出来ない為に、住民の不信感・ゴネを生む。当初から計画のオープン化をはかるとともに地域リーダーの発掘を行ない、再編・整備に対処出来る住民の組織化がはからねばならない。

⑨ 一定程度私権に制限を加える。

私権制限の対象は、持家所有者(個人)から土地所有者(=企業)に及ぶ。

持家居住者は所有権の移転を嫌う。しかし前述した様に、個人的改良による解決にはおのずと無理があり、これには分譲改良や買上げ価格の引上げで対処すべきであると同時に、一定私権に制限を加える必要がある。また、企業の土地所有者、並びに土地債権者は共に現在の状況に責任を負うものであり、再編・整備に積極的協力をするべきであり、その為の規制策も講じられる必要がある。

主要な課題を整理すると以上の様になるが、これらを円滑に進める為には、国庫負担の原則を明確に打ち出す事が何よりも必要である。企業と国家の責任を地方自治体に全面的に片替りさせる事には無理が有るし、国庫負担の原則無くして、本質的な再編・整備は有り得ない。また、産炭地問題の解決は有り得ない。

また、炭住の再編・整備を対象とした制度の確立が必要である。「住宅地区改良法」は都市スラム対策用として制定されたものであり、炭住再編の問題に対応するには矛盾が多いからである。

参考文献

第Ⅰ章

- 文1 「日本石炭産業分析」 昭和43年 隅谷三喜男
文2 「筑豊」 昭和48年 永末十四雄
文3 「三井田川50年史(稿)」 昭和15年
三井田川鉱業所
文4 「日本炭鉱誌」 明治44年 高野江基太郎
文5 「筑豊石炭鉱業史年表」 昭和48年

第Ⅱ章

- 文1 「旧炭鉱住宅の実態と産炭地域の生活環境整備に関する調査研究」 昭和53年9月
九州経済調査協会
文2 「福岡県炭鉱住宅実態調査報告」
昭和43年、52年度版 福岡県建築部住宅課
文3 「福岡県の住宅建設」
昭和46年、53年度版

文 4 「川崎町における炭鉱住宅の再編・整備に関する調査報告」 昭和52年3月
福岡県建築部住宅課，西日本工大建築計画研究室

文 5 「宮田町菅牟田地区改良住宅調査計画報告書」
昭和53年3月 福岡県住宅建設促進協議会

第Ⅲ章

文 1 「旧炭鉱住宅の実態と産炭地域の生活環境整備に関する調査研究」 昭和53年9月
九州経済調査協会

文 2 「川崎町における炭鉱住宅の再編・整備に関する調査報告」 昭和52年3月
福岡県建築部住宅課，西日本工大建築計画研究室

文 3 「市町村と住環境整備 - 旧産炭地域（福岡県筑豊地域）における住環境整備について -」
昭和53年5月“住宅” 小西弘治

<研究組織>

研究担当者 主査 本田 昭 四（西日本工業大・助教授）
花 村 正 義（ 同 ・ 同 ）
宮 末 義 昭（ 同 ・ 副 手 ）
今 城 賢 二（ 同 ・ 同 ）
玉 真 隆 一 郎（ 同 ・ 学 生 ）
研究協力者 中 溝 信 之（福岡県建築部住宅課）
山 崎 一 夫（新南陽市建築課建築係）